

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
1. 情報の共有 の強化	1) 町民と行政との情報共有の強化		①広報はえはばる、議会だより等の広報誌の全戸配布	広報・広聴事業	◎	総務課	・広報誌等(広報はえはばる等)の全戸配布 ・ホームページの情報の充実、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討・実施 ・情報発信の充実(SNSの進展に対応した携帯端末向けサービス等) ・町民への町行政の広報、広聴活動。 ・広報はえはばるは毎月発行(R2は16,500部/月発行) ・町勢要覧は、4年に一度発行。(H27年度、R2年度発行)	町民	○	全戸配布に向け、未配布の申し出があった世帯への迅速な配布対応や、広報でのコロナ向け内容の充実、またSNSを活用した迅速な情報発信を行っている。	B	広報紙面の充実、SNSの活用を町民の要望に合わせ発展させていく必要がある。	広報などのアナログ媒体とSNSなどのデジタル媒体、それぞれの良さを活かし広報強化を図る。広報だけでなく、町民の声を拾う広聴の強化が解決に繋がる。	C	現状を保ちながら、町民の要望に合わせ発展させていく。
			②新たな情報発信のあり方の検討	議会広報広聴活動強化事業	◎	議会事務局	①はえはばる議会だよりの全戸配布。町内大型店舗、コンビニ、金融機関などに議員が配布。 ②議会の情報発信については、ホームページの情報の充実を図るとともに、スマートフォンやタブレット端末での議会中継の視聴など、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討を行い、実施に向け取り組む。	町民	◎	①「議会だより」の配布は、各自治会に委託し、全戸配布及び早期配布を依頼している。また町内商業施設等(コンビニ、銀行、病院等)にも「議会だより」を配置することで、より多くの町民との情報共有に努めている。 ②議会だよりや議会日程等の議会情報は、ホームページを速やかに更新し、新鮮な議会談話を発信している。	A	南風原町議会は開かれた議会を目指している。議会活動や議会内で話し合われた議題は町民の生活に直結している。町民の知る権利に答えていく責務があり、町民ニーズは高いと考える。	①今後も「議会だより」の全戸配布に努めていく。 ②より多くの町民に議会情報が届くよう、様々な媒体を活用し、ライブ中継、録画中継等のより多くの情報発信を行っている。	B	①各自治会世帯数の増減を確認し、引き続き「議会だより」の全戸配布に努める。 ②様々な議会情報を分かりやすく、速やかに発信する。
				新たな情報発信のあり方の検討及び実践	◎	企画財政課	・情報発信の充実(SNSの進展に対応した携帯端末向けサービス等)	町民(町内在住、在勤、在学者)	○	令和元年度にLINE公式アカウントを開設し情報発信を強化した。	A	LINEはスマートフォンを持っている方の多くが利用しており、町民ニーズに対応している。	町民全体に周知がはかれるよう今後も情報発信の充実にも努める。	C	LINEの登録者数を増やすとともに、新たな情報発信の方法について検討する必要がある。
	2) 町民ニーズを把握するための広聴制度の充実		①行政懇談会や議会報告会等の効果的な運営	議会広報広聴活動強化事業	◎	議会事務局	・議会報告会や意見交換会をとおして議員からの議会の報告や執行部の回答をおこない、町民の皆さんからは町への要望等を直接聴集する。	町民	◎	・議会報告会は毎年、開催場所や時期を検討し、着実に参加人数を増やしてきたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため、HP上での書面開催となった。 ・意見交換会は自治会、民生委員、学童クラブとの開催を行ってきた。	A	南風原町議会は開かれた議会を目指している。議会活動や議会内で話し合われた議題は町民の生活に直結している。町民の知る権利に答えていく責務があり、町民ニーズは高いと考える。	・不特定多数を対象とした議会報告会から、地域別、集団別などのある程度、人数を絞った開催方法や、ICTを活用したWEB上でのテレビ会議などでの開催など。 ・議会報告会、意見交換会は町民が直接参加できる場なので、より参加しやすく、安全な開催方法を検討する。	B	新型コロナウイルスの影響を考えると、従来型の議会報告会・意見交換会の開催が難しくなる可能性があるため、議会報告会・意見交換会とも開催方法を検討していく必要がある。
			②各種委員会やパブリックコメント制度などを活用した町民参加の仕組みづくりの充実	新たな情報発信のあり方の検討及び実践	◎	企画財政課	・行政懇談会や議会報告会等の効果的な運営(開催場所や開催方法などを創意工夫) ・町民参加の仕組みづくりの充実(各種委員会やパブリックコメント制度などを活用) ・情報発信の充実(SNSの進展に対応した携帯端末向けサービス等)	町民(町内在住、在勤、在学者)	○	・行政懇談会は、各自治会の希望によりH29年度2回、H30年度3回実施し町民ニーズを把握することができた。 ・各種委員会に公募委員を募集したり、計画策定においてパブリックコメントを実施し情報共有を図るとともに町民参加の充実を図った。	A	行政懇談会の実施や各種委員会への公募委員の導入、パブリックコメントの実施等により、情報発信することで、町政に対しての意見交換を行うことで町民参加の仕組みが図られているため。	行政懇談会やパブリックコメント、各種委員会の公募については、参加する町民の数が少ないため、より多くの町民が参加してもらえるような取り組みを検討する必要がある。	C	行政懇談会の実施や各種委員会への公募委員の導入、パブリックコメントの実施等により、情報共有、町民ニーズの把握ができており、協働のまちづくりをしていくために有効である。
	3) 情報化の推進		①携帯端末向けサービス等による情報発信の充実	広報・広聴事業	◎	総務課	・広報誌等(広報はえはばる等)の全戸配布 ・ホームページの情報の充実、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討・実施 ・情報発信の充実(SNSの進展に対応した携帯端末向けサービス等) ・町民への町行政の広報、広聴活動。 ・広報はえはばるは毎月発行(R2は16,500部/月発行) ・町勢要覧は、4年に一度発行。(H27年度、R2年度発行)	町民	○	全戸配布に向け、未配布の申し出があった世帯への迅速な配布対応や、広報でのコロナ向け内容の充実、またSNSを活用した迅速な情報発信を行っている。	B	広報紙面の充実、SNSの活用を町民の要望に合わせ発展させていく必要がある。	広報などのアナログ媒体とSNSなどのデジタル媒体、それぞれの良さを活かし広報強化を図る。広報だけでなく、町民の声を拾う広聴の強化が解決に繋がる。	C	現状を保ちながら、町民の要望に合わせ発展させていく。
			②電子申請やマイナンバー等の情報セキュリティ対策の強化	電子計算事務事業		企画財政課	・住民情報システム関連事務等業務の多くをコンピュータにより管理・運営する。 ・社会保障・税番号制において情報提供ネットワークシステムの導入後の情報セキュリティの確保及び特定個人情報保護を行う。	情報セキュリティ	◎	住民情報システムや情報提供ネットワークの利用による円滑な業務の遂行及び、住民情報の適切な管理を行う為、情報セキュリティの強化に努めております。	A	住民情報システムや情報提供ネットワークには、重要な個人情報が含まれているため、セキュリティ強化は必要不可欠となっている。	業務効率化を図りながら、情報システムの新たな脅威に対応する為に、システムの維持や強化を行う必要がある。	B	業務効率化を図りながら、さらなるセキュリティ強化を図る必要がある。
			③公文書の電子化等による情報公開の推進	広報・広聴事業	◎	総務課	・広報誌等(広報はえはばる等)の全戸配布 ・ホームページの情報の充実、新たな情報発信のあり方について町民参加型の幅広い検討・実施 ・情報発信の充実(SNSの進展に対応した携帯端末向けサービス等) ・町民への町行政の広報、広聴活動。 ・広報はえはばるは毎月発行(R2は16,500部/月発行) ・町勢要覧は、4年に一度発行。(H27年度、R2年度発行)	町民	○	全戸配布に向け、未配布の申し出があった世帯への迅速な配布対応や、広報でのコロナ向け内容の充実、またSNSを活用した迅速な情報発信を行っている。	B	広報紙面の充実、SNSの活用を町民の要望に合わせ発展させていく必要がある。	広報などのアナログ媒体とSNSなどのデジタル媒体、それぞれの良さを活かし広報強化を図る。広報だけでなく、町民の声を拾う広聴の強化が解決に繋がる。	C	現状を保ちながら、町民の要望に合わせ発展させていく。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
2. 自ら考え、行動し、みんなで作るまち	1) 住民自治の確立に向けた学びの場の充実と支援		①住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催	学びの場の充実事業(まちづくり学習会の開催)	◎	企画財政課	・住民自治を学ぶまちづくり講演会や出前講座、学習会の開催の推進 ・各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等の活動への支援	町民(町内在住、在勤、在学者)	◎	毎年度学校や企業等から申請があり、関係課と調整し出前講座を実施した。令和2年度はコロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、前年より開催回数が少なかったが、43回開催し、協働のまちづくりの推進を図ることができた。	A	職員が集業等に向いて町政について説明する機会を少なく、まちづくり出前講座は町民が町政に対する理解を深める重要な取り組みであるため。	C	H29～R1までは、毎年開催回数(人数)も増加しており、希望するすべての団体に対して開催できているため、今後も継続して事業を実施していく。
			②各自治会、各種団体が主体的に行う学習会等への支援	自治会活性化事業	◎	企画財政課	・各自治会、各種団体が行う各分野(テーマ別)の活動実態の把握、団体間の連携・関係づくりに向けた支援	自治会	△	他団体が実施する地域活性化助成事業を活用し宮平自治会の「防災講演会」、南青連の「青年フェスタ」を実施し支援を行った。	企画B	地域活性化助成事業の案内はしているが応募が少ないため。	C	住民自治の確立に向けて自治会活性化は必要であることから支援は継続する必要がある。
			③団体間の連携・関係づくり支援											
	2) 公共サービスの発掘・育成		①自治会未加入者をはじめとする新たな人材の発掘と育成	多様な人材の積極的な活用	◎	企画財政課 生涯学習文化課	・住民自治に積極的に関わる人材の発掘と育成 ・多様な公共サービスの担い手の発掘と育成(各種団体組織と連携) ・適材適所での積極的な活用(既存事業や関連事業の枠組みを活用) ・町内の豊富な経験や知識を有する多様な人材の適材適所での活用 ・政策・意思決定過程における女性の参画の推進(男女共同参画推進会議委員等と連携)	町民(町内在住、在勤、在学者)	学文◎ 企画△	・令和2年度は「地域学校協働活動推進事業」において実人数225名、延べ人数780名のボランティアに協力をいただき、個人の経験や知識を活かすことができた。 ・各種審議会や委員会等の委員への女性登用率に努めたが専門性や委員の職種が決まっている委員会等もあり目標達成には至らなかった。	A	・地域住民が自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かすことができる。 ・男女共同参画計画の周知をはかり、女性が参画しやすい環境づくりを構築する。 ・各種政策・意思決定をする場に女性を積極的に参画できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。	C	・地域住民が学校を支援することで、地域のきずなづくりにつながり、地域の教育力向上をはかることができる。 ・多様な人材を活用するためには、今後も男女共同参画推進会議と連携を図り女性参画を推進する必要がある。
			②各種団体組織と連携した多様な公共サービスの担い手の発掘と育成											
	3) 多様な人材の積極的な活用		①既存事業や関連事業での適材適所の積極的な活用	多様な人材の積極的な活用	◎	企画財政課 生涯学習文化課	・住民自治に積極的に関わる人材の発掘と育成 ・多様な公共サービスの担い手の発掘と育成(各種団体組織と連携) ・適材適所での積極的な活用(既存事業や関連事業の枠組みを活用) ・町内の豊富な経験や知識を有する多様な人材の適材適所での活用 ・政策・意思決定過程における女性の参画の推進(男女共同参画推進会議委員等と連携)	町民(町内在住、在勤、在学者)	学文◎ 企画△	・令和2年度は「地域学校協働活動推進事業」において実人数225名、延べ人数780名のボランティアに協力をいただき、個人の経験や知識を活かすことができた。 ・各種審議会や委員会等の委員への女性登用率に努めたが専門性や委員の職種が決まっている委員会等もあり目標達成には至らなかった。	A	・地域住民が自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かすことができる。 ・男女共同参画計画の周知をはかり、女性が参画しやすい環境づくりを構築する。 ・各種政策・意思決定をする場に女性を積極的に参画できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。	C	・地域住民が学校を支援することで、地域のきずなづくりにつながり、地域の教育力向上をはかることができる。 ・多様な人材を活用するためには、今後も男女共同参画推進会議と連携を図り女性参画を推進する必要がある。
			②町内の豊富な経験や知識を有する人材の新たな活用場の可能性の調査研究											
	4) 自治会加入の促進		①自治会加入促進施策の支援	自治会活性化事業	◎	企画財政課	・各種団体が行う各分野(テーマ別)の活動実態の把握、団体間の連携・関係づくりに向けた支援	自治会	△	他団体が実施する地域活性化助成事業を活用し宮平自治会の「防災講演会」、南青連の「青年フェスタ」を実施し支援を行った。	B	地域活性化助成事業の案内はしているが応募が少ないため。	C	住民自治の確立に向けて自治会活性化は必要であることから支援は継続する必要がある。
			②町内の自治会活動の実態と動向について調査研究	区長(自治会長)事務委託事業		総務課	・マイク放送等で各地域や役場からの情報提供 ・町の広報紙「広報はえばる」など各家庭に配るお知らせの配布すること、税金・農業・経済・商工・選挙に関することなど21項目にわたって町と契約	自治会	◎	毎月2回の定例の区長会において、自治会活性化についての協議を行った。また、町の委託事業としては広報誌配布や各課事務事業等の周知啓発事務を実施した。	A	本町の事務事業等を住民に周知啓発する事務は欠かせないため。	C	本町の事務事業等を住民に周知啓発する事務は欠かせないため。
	5) 協働のまちづくりの実践		①町内における協働のまちづくりの全体像の調査	自治会活性化事業	◎	総務課	・各種団体が行う各分野(テーマ別)の活動実態の把握、団体間の連携・関係づくりに向けた支援 ・自治会活動や自治会が取り組む加入促進のための施策づくりの支援 ・自治会加入率向上の支援	自治会	○	令和2年度に自治会加入促進パンフレットの作成及び本町のホームページ上に自治会紹介ページを制作した。	A	自治会活性化による福祉の向上には必要性が高いと想定しているが、自治会により感じ方が違うため評価が難しい。	C	区長会で協議した結果、自治会の取り組みを数値化(目標値を設定)し評価すること事が妥当か意見があったため、今後自治会と協議する必要がある。
②「協働のまちづくり推進組織」の検討			協働のまちづくり推進事業				◎	企画財政課 保健福祉課 学校教育課	・町内における協働のまちづくりの活動内容や意義について情報共有を図るための取り組みの推進 ・「協働のまちづくり推進組織」の必要性の検討、更なる参画、協働のまちづくりの推進	町民など	△	公募が可能な審議会や委員会において公募委員を募集し町民参画に努めた。また、計画策定においてはパブリックコメント実施し町民の意見を広く募集した。	B	協働のまちづくりの実践に必要と思われる。協議に取り組み施策について検討が必要と思われる。
1. 安らぎと豊かな人間関係を育む、家庭教育	1) 家庭教育の重要性の周知		①家庭教育についての周知 ②家庭・学校・行政等が協働した子どもの自己肯定感・生きる力を育む支援 ③「早おき・朝ごはん・徒歩登校・適度な運動・家庭学習・早ね」等の基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動の推進 ④インターネット等を通じた犯罪やいじめ対策(危険性や安全に利用するための知識、利用ルールの周知)	沖縄県「親のまなびあいプログラム」の積極的な活用	◎	学校教育課 生涯学習文化課	・家庭教育についての周知 ・子どもの自己肯定感を高める関わり方、生きる力を育むための支援の推進 ・基本的な生活習慣の定着に向けた各種活動の推進 ・情報端末等の利用を通じた危険性や安全に利用するための知識、家庭内の利用ルールの重要性や人権意識の高揚について学校等と連携しながら周知に努める	高校生以下の子どもを持つ保護者	○	・学方向上推進の取組の一つとして、基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進した(早寝、早起き、朝ごはん、徒歩登校)。 ・県の補助事業を活用し町内の小中学校や、幼稚園、保育所等に社会教育指導員や町内家庭教育支援アドバイザーを通じて事業の周知や実施日の調整を行った。なお、昨年度はコロナ禍の影響で実施が無かった。	A	今後も参加するなどの設問に130人中100人の方がとても思う、やや思うと回答しており、75%以上の方が肯定的に捉えている。	B	令和4年度からは沖縄県の予算措置ができないとされており、市町村に実施主体が必要である。事業実施に当たっては、家庭教育支援アドバイザーに対する研修の充実とプログラムの必要性を再度周知し、活用の促進を図りたい。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
		2) 家庭教育を 考える機会の 充実	①PTA 活動や地域 活動を通じた家庭教育 についての情報提供 ②公民館講座等を通 じた家庭教育を学べ る環境づくり ③子どもの「生きる 力」を育む家庭教育 の推進	家庭教育をテーマに した公民館講座の開 設	◎	学校教育課 生涯学習文 化課	・PTA活動や地域活動を通じ、家庭教育 の大切さや家庭教育の役割等に関する 情報提供 ・誰でも学べる環境づくりの充実(公民館 講座等) ・子どもの「生きる力」を育む家庭教育の 推進	いつでも、誰 でも学べる環 境づくり	○	公民館講座の充実を図ることにより、お 互いの絆を深めながら、家庭でのコミュ ニケーションを図ることができた。また家 庭生活の在り方について、個人の生活の 向上に資することができた。	A	公民館講座の充実を 図ることにより、お互い の絆を深めながら、家 庭でのコミュニケーション を図ることができた。 また家庭生活の在り方 について、個人の生活 の向上に資することが できた。	参加者を増やす取組みが課題であ り、地域行事を避けたり、参加者のニー ズ把握を行ったりする等の取組を検討す る。	C	各自治公民館との、連携を密 にして、中央公民館としての役 割を十分に果たすよう地域と連 携しながら取り組んで行きま す。
		1) 平和学習及 び歴史学習の 推進	①南風原文化セン ターや沖縄陸軍病院 南風原壕群を学習拠 点として活用	平和学習交流事業	◎	生涯学習文 化課	・南風原文化センターや沖縄陸軍病院壕 群を学習の拠点としての活用、歴史資料 のデータベースなどを通じた平和学習の 充実 ・壕や文化財の地域案内人の育成、平和 や歴史等に関する活動の支援 ・戦争体験者の証言・体験談・資料の収 集及び記録保存等の推進	○町内外の 人々 ○町内の沖 縄戦記録	△	新型コロナウイルス感染症の影響によ り、来館者数は激減している。一方で、平 和朗読のネット公開や平和学習のオンラ イン講話、沖縄陸軍病院の屋外で見学 可能な戦跡の活用なども進めており、感 染症対策をしながら平和学習が出来る環 境づくりを進めることが出来た。	A	町内の学校との平和 学習の連携および児 童・生徒らによる南風 原文化センターの見学 などは毎年行われてお り、ニーズは高いと考 えている。	引き続き、感染症対策を講じながら見 学者の受け入れを行う。また、インター ネットの活用も進め、町内外からの平和 学習への要望に応えていきたい。	C	県内外からの平和学習への 問い合わせや要望は多く寄せ られており、感染症終息後は来 館者数の増加が見込まれる。
			②壕や文化財の地域 案内人の育成	子ども平和学習交流 事業	◎	生涯学習文 化課	・現代の生活に結びつく近代史、特に戦 争の歴史、平和に関する意識の高揚 ・差別や人権問題について、そして戦争、 平和などについて学習し会える仲間作り (小学6年生を対象)	町内4小学校 の6年生8人	○	令和2年度から、新型コロナウイルス感 染拡大防止のため、県外研修、宿泊研 修ができなくなったが、それに代わる研 修内容の変更で対応した。所蔵している 資料や情報の活用により、子どもたちへ のできるだけの学習成果を得るための取 り組みをした。アンケートによれば、平和 学習交流事業への参加後、よい変化が 見られたは100%、平和や戦争、人権差 別などの社会問題に興味が高くなった のは約70%であった。	A	学校では学べないこ とを学習したり、他校 の参加児童との出会 いもあり、お互い刺激 合いながら、戦争の 歴史、平和の考え方、 人権や差別と并った大 切なことを学ぶ機会に なっている。	情報の収集と教材化に力を入れ、参加 する児童たちが常に好奇心を持ち、人 として大切なことを意識させるような研修を 積み重ねられるように研修内容を再構築 していく。	B	過去の戦争の歴史を学ぶこと も大切だが、現代の戦争や、こ れからの時代の社会で生きて いく自分たちの取り組みを探るこ と、考え方等、方向性を定めるよ うな教材を提供していく必要が ある。
			③戦争体験者の証 言、体験談、資料の 収集及び記録保存	平和学習交流事業	◎	生涯学習文 化課	・南風原文化センターや沖縄陸軍病院壕 群を学習の拠点としての活用、歴史資料 のデータベースなどを通じた平和学習の 充実 ・壕や文化財の地域案内人の育成、平和 や歴史等に関する活動の支援 ・戦争体験者の証言・体験談・資料の収 集及び記録保存等の推進	○町内外の 人々 ○町内の沖 縄戦記録	△	新型コロナウイルス感染症の影響によ り、来館者数は激減している。一方で、平 和朗読のネット公開や平和学習のオンラ イン講話、沖縄陸軍病院の屋外で見学 可能な戦跡の活用なども進めており、感 染症対策をしながら平和学習が出来る環 境づくりを進めることが出来た。	A	町内の学校との平和 学習の連携および児 童・生徒らによる南風 原文化センターの見学 などは毎年行われてお り、ニーズは高いと考 えている。	引き続き、感染症対策を講じながら見 学者の受け入れを行う。また、インター ネットの活用も進め、町内外からの平和 学習への要望に応えていきたい。	C	県内外からの平和学習への 問い合わせや要望は多く寄せ られており、感染症終息後は来 館者数の増加が見込まれる。
			①海外友好都市、南 風原町から世界へ移 民した方々との交流 活動	国際交流事業	◎	企画財政課 生涯学習文 化課	・海外友好都市との交流の充実、南風原 町から世界へ移行した方々とのネット ワークと交流活動の充実 ・海外との交流促進、国際的な視野を 持った人材の育成(関係機関等と連携し た国際交流等) ・町内の青少年リーダーを海外に派遣 し、教育・文化・歴史・産業などの視察学 習、現地のミドルスクール(中学校)体験 入学、ホームステイ ・平成5年度からスタートし、アメリカ合衆 国ハワイ州と町の友好都市であるカナダ 国レスブリッジ市で交互に行っている	町民(町内在 住、在勤、在 学者)	◎	・友好都市について学ぶ機会として、小 学4年生を対象に友好都市であるカナダ 国アルバータ州レスブリッジ市との友 好都市締結までの歴史について出前講座 を実施した。 ・国際交流することで生徒の国際感覚と 視野を広めることに役立ち、移民された 方々と交流することで後継者と移民の歴 史を理解し深めることができた。	A	・海外のことや友好都 市のことを身近に感じ てもらったためにも、小 さいうちから海外やレス ブリッジ市について勉 強で国際的な視野を 身につけることができる ため。 ・個人で海外に留学す ることは限られるため、 海外に派遣することで 町民教育のニーズに 対応している。	・出前講座を実施する対象が小学生と なっているため、各小学校との連携が必 要となる。 ・今後は受け入れ先の町民会が高齢化し ており、継続が難しくなっているため今 後は別の受け入れ先を再度検討する必 要がある。	企 画C	・友好都市について勉強する機 会となっており、また海外に興 味をもってもらうために有効な 事業である。 ・町民たちのニーズもあり、移 民された子孫との歴史を絶や すことなく継続して交流する必 要がある。
		2) 国際交流の 推進		南風原町海外移住者 子弟研修生交付金事 業	◎	生涯学習文 化課	・南風原町出身の海外移住者子弟を研 修生として受け入れ、移民の歴史、相互 の文化と歴史 ・帰国後は自国の研修生仲間たちと連携 し移民の文化・歴史交流を推進するため 南風原町とのパイプ役として活動 ・青年海外研修生派遣事業と連携して、 隔年ごとに実施	南風原出身 で、海外に移 民した人の子 弟	△	H30年度まで実施されていたが、R1年 度は事業無し。R2年度はコロナウイルス 感染拡大のため実施できなかった。R3年度 もコロナウイルス感染拡大の影響により 受入が厳しい状況ではあるが、リモート で研修生OBたちとの交流を計画中となっ ている。	A	現在「国際交流」の関 係事業は、海外に住む 南風原町の出身者に 頼る所が大きい。移民 の子弟たちと同世代に も、移民の歴史を認識 してもらい、これまで繋 がっている海外との関 係とその歴史を知るこ とで、国際理解の窓口 としての鍵となっている。	移民の歴史を通して理解する世界と、 関係性のない地域との国際理解を含め た国際交流の在り方について認識を深 め、これからの若者たちが、真の国際人 としての人材が育成されていくような 事業内容を意識しながら、「人を大切に」 できる交流に展開させる。	B	海外に住む南風原の移民や その子弟たちにとって、母村で ある南風原町と繋がる大切な 事業と位置づけられており、年 を追うごとにつながりを確認、 強化していきながら限りなく遠くまで いってしまふ状況を確認し、将来に 向けての関係性を大切に するべきである。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)				
2. 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育 3) 学び・体験・交流の場や機会の充実			②国際交流など国際的な視野を持った人材育成	国際交流事業	◎	企画財政課 生涯学習文化課	・海外友好都市との交流の充実、南風原町から世界へ移行した方々とのネットワークと交流活動の充実 ・海外との交流促進、国際的な視野を持った人材の育成(関係機関等と連携した国際交流等) ・町内の青少年リーダーを海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業などの視察学習、現地のミドルスクール(中学校)体験入学、ホームステイ ・平成5年度からスタートし、アメリカ合衆国ハワイ州と町の友好都市であるカナダ国レスブリッジ市で交互に行っている	町民(町内在住、在勤、在学者)	◎	・友好都市について学ぶ機会として、小学4年生を対象に友好都市であるカナダ国アルバータ州レスブリッジ市との友好都市締結までの歴史について出前講座を実施した。 ・国際交流することで生徒の国際感覚と視野を広めることに役立ち、移民された方々と交流することで後継者と移民の歴史を理解し深めることができた。	A	・海外のことや友好都市のことを身近に感じてもらうためにも、小さいうちから海外やレスブリッジ市について勉強して国際的な視野を身につけることができるため。 ・個人で海外に留学することは限られるため、海外に派遣することで町民教育のニーズに対応している。	・出前講座を実施する対象が小学生となっているため、各小学校との連携が必要となる。 ・今後は受け入れ先の町民会が高齢化しており、継続が難しくなっているため今後は別の受け入れ先を再度検討する必要がある。	企画C	・友好都市について勉強する機会となっており、また海外に興味をもってもらうために有効な事業である。 ・町民からのニーズもあり、移民された子孫との歴史を絶やさないように継続して交流する必要がある。		
				はえばる大学事業	◎	生涯学習文化課	・町民が学び・体験・交流できる機会の充実(テーマごとにその分野の専門家から話を聞くことができる講座の実施等) ・高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実	町民	○	毎年20人の受講者を目標に事業を行っているが目標値に届いていない。令和2年度はコロナ禍により募集人数を10人に絞って行った。	A	ほとんどの受講者が新たにつながりをもてたという回答があり、自由記載では参加して良かったや、もっと期間を延ばして欲しい等前向きな記載があった。否定的な意見は無かった。	C	引き続き受講者の仲間づくり、生きがいづくりができるような取組を行う。			
				県外等派遣助成事業		生涯学習文化課	町内に在住する小学生・中学生及びそれを引率する指導者並びに地域青年会等が運動競技及び文化活動参加のため県外等へ派遣される場合に必要派遣費用の助成を行う。	南風原町内に在住する小学生・中学生及びそれを引率する指導者並びに地域青年会等。	○	県外等に派遣される場合の経済的な負担を軽減することで、児童・生徒の今後の精神的な成長につながる経験ができたとアンケートからも確認できた。	A	経済的な負担の軽減に役立っている。	C	今後も県外の派遣については、経済的な負担が大きいため継続する必要があるが財源が限られているために予算的に同額程度を継続する必要がある。			
				公民館活動の充実事業		生涯学習文化課	生涯学習の活動拠点として公民館学級講座、サークル活動及び各種社会教育団体等の充実発展を目指して事業を展開する。設備の機能強化された黄金ホールをフルに活用し、保育園・幼稚園から高校・大学等の教育活動の発表会や音楽・芸能・舞踊などの発表の場として、利用者・来場者の期待に応える施設作りを目指す。	公民館利用者・町民	○	生涯学習の活動拠点として公民館学級講座、サークル活動及び各種社会教育団体等が事業を展開することができた。また、保育園・幼稚園から高校・大学等の教育活動の発表会や音楽・芸能・舞踊などの発表の場として活用されている。	A	様々な活動の場として活用されています。	C	講座、サークル活動ほか様々な地域交流の場として、事業の検討を行う。	C	引き続き地域の交流・活性化の場として事業を行います。	
				図書の整備充実事業		生涯学習文化課	・町民の生涯学習支援、町の教育文化振興の情報発信を行うための事業です。 ・沖縄県や南風原町に関する資料(本・雑誌・CD・DVD)、生涯学習に必要な資料の他、町民の娯楽の一助となる資料を元に情報を提供します。情報源を購入し、時間で蓄積すると同時に、多市町村と連携(相互での貸し借り)し、幅広いジャンルの情報を揃えます。	南風原町内に在住・在勤・在学者	○	南風原町民の学びのセンター的役割として、町民の求めに応じて資料を整備し貸出・閲覧に応じており、多くの町民が利用している。	A	赤ちゃんタイムや英語での絵本の読み聞かせを実施。食育コーナーや夏休み宿題コーナーなど時節に応じた展示を行い、子育て支援や利用者の多様な要望に応じた取り組みを展開。また読書通帳で読書の可視化をはかり、コロナ禍には電子図書館を展開して対応している。	B	施設の増設や蔵書の増冊については予算の制約もあるが、蔵書の面では電子図書館での増冊をしていき、町内小中学校図書館や文化センターなど関係機関と連携を強化していく。	B	今後増え続ける町民の読書ニーズに応え、多様なサービスを提供するためには現在の蔵書数や施設規模では十分とは言えないが、小さい図書館ながらも工夫をし親子で来館し、サポートしていける図書館を目指す。	
				②世代間交流の充実	◎	生涯学習文化課	・町民が学び・体験・交流できる機会の充実(テーマごとにその分野の専門家から話を聞くことができる講座の実施等) ・高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実	町民	○	毎年20人の受講者を目標に事業を行っているが目標値に届いていない。令和2年度はコロナ禍により募集人数を10人に絞って行った。	A	ほとんどの受講者が新たにつながりをもてたという回答があり、自由記載では参加して良かったや、もっと期間を延ばして欲しい等前向きな記載があった。否定的な意見は無かった。	C	高齢者の持つ知識や技術、経験を次世代に受け継ぐ世代間交流の充実について取組が弱いので、どのような方法があるか検討を行う。	C	引き続き受講者の仲間づくり、生きがいづくりができるような取組を行う。	
				①文化財の調査・保存、整理、活用			文化伝統芸能等事業	◎	生涯学習文化課	・文化財の調査を行い、保存並びに適切な管理と活用 ・文化の発信拠点として南風原文化センターの利用の促進、関係機関との連携(南風原文化協会、各自治会) ・歴史や文化に関する講座を通じて、町民の地域文化に関する意識啓発、後継者の発掘・養成 ・地域の文化・伝統・芸能の継承と魅力の向上(観光振興や伝統工芸等と連携)	地域文化に関する意識啓発を高める団体や伝統芸能保存育成を行う団体等	○	南風原町文化協会の活動を支援し文化活動の普及推進に努め、また町内の伝統芸能継承を推進するため、2自治会(神里区、津嘉山区)へ伝統芸能保存や継承への取り組みに必要な道具の修繕や購入に対する補助金を交付し伝統芸能保全継承が図られた。	A	新型コロナウイルスの影響を受け、町内各地域の伝統芸能の練習や上演する機会が少なかったが、文化協会や地域からは上演の機会をうかがい伝統芸能を盛り上げたいという意欲がみられニーズに対応している。	C	今後も町民に対し地域文化に関する意識啓発を高めるため南風原町文化協会の活動や自治会への伝統芸能保存育成事業を支援し伝統芸能等の保全継承に努める。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
まちづくり目標2:きらきらと輝く人が育つまち(教育・文化)	4)文化・伝統・芸能等の保全・継承・活用		行管理・活用	津嘉山地区・照屋地区発掘調査事業		生涯学習文化課	・津嘉山地区・照屋地区で計画されている組合主導の区画整理計画に先立ち、所在する埋蔵文化財の発掘調査、資料整理、報告書刊行を行う。 ・埋蔵文化財の特性上、発掘で確認された内容に応じて、翌年以降の事業期間や予算変化が生じる。	津嘉山・照屋地区における埋蔵文化財	◎	令和2年度は、予定通り照屋地区の埋蔵文化財の残存状況を確認する調査を実施することが出来た。調査の結果、塚が一基確認されている。	A	津嘉山・照屋地区で計画されている区画整理区域の大部分は埋蔵文化財包蔵地となっているため、先行して調査を行うことで、区画整理事業への影響を減らすことができる。	C	区画整理事業への影響を減らすためにも、引き続き埋蔵文化財の残存状況の把握に努める必要がある。
			②南風原文化センターの利用促進	一般事務費(文化センター)	生涯学習文化課	歴史・文化に関するそれぞれの課題やテーマについての調査研究に基づく常設展示、企画展、講演会、ワークショップなどを開催する。	町民など	◎	企画展として、沖縄戦後史に関する展示会では、戦後引き続き沖縄の問題点を言葉にし、立場のちがう人たちの考え方を理解し、話し合う姿勢を共有できた。6月の平和と戦争に関する展示会では、戦後75年に向けて語り部が少なくなっていく中、戦跡や戦争遺物にどう語らせるかを工夫しながら、マンネリ化しない展示会に取り組んだ。持ち込み企画で毎年恒例になっている人気の「東北の工芸展」は継続して開催することができ、ものづくりの魅力の理解者を広げることができた。染織物の個展・語る会なども人気を呼んだ。1月には新春演芸会を開催し、歌、芸能、寸劇、寄席などさまざまな分野の芸や技で楽しい催し物を提供することができた。コロナ期は、オンラインでの開催等も企画した。	A	催し物、特に展示会などは、開催時期に忘れてはならない歴史の日を挟み、テーマや視点を交えくり返し開催することで、理解が蓄積されていくと考えられる。社会的に話題になっていることや、生活の中で、無意識にある文化や習慣について意識させることは、学校や職場、他の場所では学べない内容の知識を得ることができる。	C	構築されてきた歴史文化は、日常生活に深く関わりながら、意識しなければそれその豊かなや、実相をつかみにくい。それを具体的な紹介したり、体験できる機会を提供し、情報発信するためにそれぞれの事業を継続・発展させていく。	
			③歴史文化講座を通じた地域文化の継承	文化伝統芸能等事業	◎	生涯学習文化課	・文化財の調査を行い、保存並びに適切な管理と活用 ・文化の発信拠点として南風原文化センターの利用の促進、関係機関との連携(南風原文化協会、各自治会) ・歴史や文化に関する講座を通じて、町民の地域文化に関する意識啓発、後継者の発掘・養成 ・地域の文化・伝統・芸能の継承と魅力の向上(観光振興や伝統工芸等と連携)	地域文化に関する意識啓発を高める団体や伝統芸能保存育成を行う団体等	○	南風原町文化協会の活動を支援し文化活動の普及推進に努め、また町内の伝統芸能継承を推進するため、2自治会(神里区、津嘉山地区)へ伝統芸能保存や継承への取り組みに必要な道具の修繕や購入に対する補助金を交付し伝統芸能保全継承が図られた。	A	新型コロナウイルスの影響を受け、町内各地域の伝統芸能の練習や上演する機会が少なかったが、文化協会や地域からは上演の機会をうかがい伝統芸能を盛り上げたいという意欲がみられニーズに対応している。	C	今後も町民に対し地域文化に関する意識啓発を高めるため南風原町文化協会の活動や自治会への伝統芸能保存育成事業を支援し伝統芸能等の保全継承に努める。
			④観光や伝統工芸と連携した地域文化の継承											
	5)スポーツ・レクリエーションの振興		①各種スポーツ教室、スポーツ大会の実施	各種スポーツ教室、スポーツ大会の実施	◎	教育総務課	・スポーツ・レクリエーション活動の振興(各種スポーツ大会等の開催)	町民	◎	町体協による各競技・町陸上、教育委員会主催によるシニアスポーツ大会・新春マラソンなど、各種スポーツ・レクリエーション大会を開催することができた。また、各種団体による大会開催についても開催を支援することができた。(アイスホッケー・バドミントン・少年野球・バスケット・フットサル・サッカー等)令和元年度末より各大会が新型コロナウイルスの影響による中止となっている状況が続いている。	A	日頃から町内スポーツ施設を利用し、様々なスポーツが行われている。主催だけでなく、共催や各種団体による大会の開催により、子どもから大人までスポーツに対するモチベーションに繋がっているため。	C	子どもから大人まで幅広い年代で様々な大会が開催できているため、引き続きスポーツ・レクリエーションに取り組みやすい環境を整える必要があるため。
			②黄金森公園スポーツ施設活性化事業	黄金森公園スポーツ施設活性化事業		教育総務課	・好なスポーツ・トレーニング環境の提供により観光と結びつけたスポーツコンベンションの誘致、開催を図るため黄金森公園スポーツ施設の機能強化と受入体制の整備を行う。	町民及び県外スポーツ選手	◎	スポーツキャンプ・合宿について、名古屋グランパスをはじめ、県外実業団、大学チーム陸上合宿など、多くのチームの利用があった。	A	既存のスポーツキャンプの誘致に取り組みとて、新たにラグビー合宿の誘致に向けて取り組んでいく。それに伴ってラグビーや陸上での町民との連携事業も計画していく。	C	引き続き、スポーツキャンプの誘致を図ることにより、町民との連携を深めていくため。
			①幼児・児童・生徒の発達段階を踏まえた教育の充実及び南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力の向上	小中学校、幼稚園における教育環境の充実事業	◎	学校教育課	・幼小中連携により南風原町学力向上推進要綱に基づいた学力向上 ・「確かな学力」の向上(学力調査の実施、学習支援員、外国語指導補助等の配置) ・学校や地域の特徴を生かした食育の推進 ・心身の健康づくりや運動の習慣化 ・地域と連携し学校の防犯・防災体制の充実 ・学校周辺の安全マップの活用、危機管理能力の向上 ・インターネット環境におけるモラル教育等の実施	園児及び児童生徒	◎	○南風原町学力向上推進要綱に基づき幼小中連携を通じた学力向上の取組が推進できた。 ○「確かな学力」の向上に係る取組として、全小中学校に学習支援員および外国語指導補助員を配置し取組の推進ができた。	A	自ら学ぶ意欲を育てるとともに、豊かな表現力をとねわり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成をめざす南風原町教育の目標達成には必要な取組である。	C	幼児児童生徒の学力向上を推進する必要性から、引き続き現状通りの取組を継続する必要がある。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状維持 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
1)豊かな心と健やかな体を育む学習内容の充実			②学力調査の実施や学習支援員、外国語指導助手等の配置	英会話教育の充実		学校教育課	・中学校においては、国際理解教育の一環として、英語を母国語とする外国人とのコミュニケーションにより英語に親しみ、また国際社会で使える英語を習得させることを目的として、南風原中学校、南風原中学校にそれぞれ1名のALT(外国人英語指導助手)を配置しています。小学校には、いろいろな国を学ぶための学習のひとつとして、英語教育活動を行い、児童が英語に触れたり、外国の文化に慣れ親しむ体験活動を行っています。そのため、町内にある4つの小学校に英語に関する専門的な知識をもった4名の日本人の英語指導助手(JET)を配置する。	児童生徒	◎	・中学校のALT(外国人英語指導助手)、小学校のJTE(日本人英語指導助手)の配置を通して、英語のコミュニケーション能力の育成を行っている。 ・町内小学校に配置されているALT、JTEを活用して、夏休み中に幼稚園英会話教室を行っている。	A	町教育の目標にある国際的な視野に立った人材の育成のために必要な取組であるため。	優秀な人材を確保するため、周知の方法を検討し強化を図っていく。	C	国際的視野に立つグローバルな人材を育成するためにも、引き続き、外国語のコミュニケーション能力の育成の取組継続が必要である。	
				学校教育事業	学校教育課	・町学方向上推進委員会により、町内児童、生徒の学力向上と幼児、児童、生徒の望ましい生活習慣の育成助長を図ります。 ・標準学力調査や知能検査を行い、児童生徒の個に応じた教育を実施します。標準学力調査では、小学校は国語、算数、理科(5年のみ)を、中学校は国語、数学、理科、社会、英語を実施します。 ・また、町内の児童生徒の学力向上のために、県外の先進地市町村へ町内の4小学校・2中学校の教諭を派遣し、その成果として町内小学校で統一した取り組み(黙想など)を実践します。	児童生徒	○	・南風原町学方向上推進要綱に基づき、揃える実践など幼小中連携を通じた学力向上の取組が推進できている。 ・読解力向上に向けた授業改善に係る(対面)研修会が新型コロナ対応で実施できなかった。	A	主体的に学ぶ意欲を育てるとともに、豊かな表現力ととねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成をめざす町教育の目標達成には必要な取組である。	0		C	幼児児童生徒の学力向上を推進する必要性から、引き続き現状通りの取組を継続する必要がある。	
				特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業	学校教育課	・現在、発達障害、肢体不自由や多動性などの障がいを持った幼児・児童・生徒が町内の幼稚園や小学校、中学校に通園・通学しています。障がい児一人ひとりの教育を保証し、自立して生きていくことのできる力を育むことが重要となっています。 ・その幼児・児童・生徒達が安全に学校生活を送れるよう支援するため、特別支援教育支援員を派遣し、終業時から下校時までの間を支援しています。	町立幼稚園、小学校、中学校に通う特別な支援を要する園児及び児童生徒	◎	特別な支援を要する園児及び児童生徒が安全な園生活、学校生活を送ることができ、特別支援教育支援員の対応についても、9割以上の保護者が満足している。	A	特別支援教育支援員の対応への満足度について対象児童となる保護者へのアンケートを実施し、82名からの回答を集計した結果、満足度94.5%の成果がありました。		発達の違いにより支援方法も異なるため、特別支援教育支援員の質の向上が課題であり、幼小中合同で研修会等を実施する。	C	特別な支援を要する障害がある児童生徒への学校生活や学習上の困難の改善を図るため、特別支援教育支援員を継続して配置する必要がある。	
				学習支援員等配置事業	学校教育課	・町内小学校へ学習支援員を2名ずつ配置し、また、研究指定校に追加で2名を配置する。(合計10名) ・2中学校へ学習支援員を2名ずつ(合計4名)を配置する。	園児及び児童生徒	◎	毎年学習支援員を配置し、授業で活用している。	A	学習支援員の配置は学力向上につながる事業であり、町民のニーズも高くなっている。		優秀な人材を確保するため、周知の方法を検討し強化を図っていく。	C	今後も学習支援員を配置し、基礎学力の向上を図っていく。	
				町そろえる実践事業	学校教育課	・幼小中連携を通じた学力向上の取組を推進するために、幼小中の統一した取組を「そろえる実践」として各園・学校における幼児児童生徒の発達段階に応じた取組を実践する。	園児及び児童生徒	○	・南風原町学方向上推進要綱に基づき、そろえる実践など幼小中連携を通じた学力向上の取組が推進している。「(黙想)」「時を守り、場を清め、礼を正す」 ・新しい時代を創るための資質・能力である「読解力」の向上を図る取組を推進している。	A	自ら学ぶ意欲を育てるとともに、豊かな表現力ととねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成をめざす町教育の目標達成には必要な取組であると考えられる。	0		B	基本的な生活習慣の共通実践だけではなく、育みたい資質・能力である「読解力」の育成に向けた実践を強化した。	
				副読本作成事業	学校教育課	小学校教科書の改訂に合わせて、社会の授業で活用できる副読本の作成を各小学校の担当教諭と一緒に作成する。	児童生徒	◎	教科書改訂に伴い、令和元年度において副読本の作成を行った。	A	副読本を使用して学習することで、地域の伝統や歴史、人々の暮らしなどといった本町の様子を小学校から知ることができる。		教科書の内容に併せて副読本を作成していく必要があるため、学校と協力しながら作成を行っていく。	C	教科書改訂に伴い、副読本の内容についても変更が生じるため、今後も副読本作成を行っていく必要がある。	
				学校ICT推進事業	学校教育課	・学校においてICT機器を整備し、わかりやすい授業を行うことで、教育の質を図る。また、ICT機器を活用した授業を支援するため、ICT支援員を配置する。	児童生徒	◎	ICT機器の整備やICT支援員の配置を行い、わかりやすい授業環境を整備することができた。	A	ICT支援員や学校ICT機器は授業をするうえで必要であり、わかりやすい授業を実施することで学力向上を図るため、高いニーズとなっている。		ICT支援員や学校ICT機器の整備は必要であるが、維持していくには高額の費用が伴うことから、今後は持続可能な方法を検討して事業を進めていく。	C	ICT支援員や学校ICT機器については、今後も必要であることから継続して事業を実施していく。	
				学校ICT環境整備事業	学校教育課	・高速通信ネットワークの整備や児童生徒一人一台端末の整備など、デジタルネイティブ世代と呼ばれる子どもたちに相応しい学習環境を整えていくため、様々なICT環境の整備を行う。	児童生徒	◎	町立小中学校において、校内ネットワーク環境の整備や児童生徒に対し、一人一台端末の整備を行い、ICT教育における学習環境の整備を図ることができた。	A	臨時休校時の学びの保障を確保するうえで必要であることから、町民のニーズも高くなっている。		校内ネットワークや児童生徒一人一台端末はオンライン学習をするうえで必要であるが、維持していくには高額の費用が伴うことから、今後は持続可能な方法を検討して事業を進めていく。	C	臨時休校時やオンライン学習などをするうえで必要であることから、継続して事業を実施していく。	
				⑤各学校と教育委員会、町社会福祉協議会と連携した福祉教育の推進	南風原町福祉教育推進事業	学校教育課	・福祉教育推進に関する情報共有(各学校、教育委員会、町社会福祉協議会との連絡会等)、研修体制の構築による学校等への支援の充実強化	児童生徒	○	・各学校で福祉教育に係る取組を実践している(車イス体験やアイマスク体験、講話など)。 ・社協と町教委共催で児童生徒向けのボランティア研修会や、教員(初任者・中堅教諭等)向けの福祉研修会を実施している。	A	共生社会の実現に向けて、社会に貢献できる人材の育成をめざす町教育の目標達成に必要な取組と考える。	0		C	多くの面で多様性の視点が必要になるとともに、共生社会の実現が必要となる中で、引き続き、福祉への理解と実践力に係る取組が必要と考える。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状維持 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
2) 子どもたちの心身の健康づくりと安心して学ぶ環境づくり			①食育の推進	給食材料に係る経費(地産地消、食育)		教育総務課	・校給食費は、幼稚園児月額3,200円(一人当たり一食220円)小学生月額4,500円(一人当たり、一食248円)、中学生月額5,000円(一人当たり一食275円)の11ヶ月分の給食費を徴収しています。また、一食あたりの平均栄養基準は、幼児490kcal、小学校650kcal、中学校830kcalになっています。 ・学校給食共同調理場では、総合的な安全管理を基本に、常に児童、生徒等に安全・安心でおいしい給食を提供するためにできる限り県内産、町内産を利用するように努めています。	町内児童生徒等	○	・R2に給食提供したかぼちゃスープについて広報掲載した。・学校給食に安全安心な地元産の食材を活用した。給食時間の校内放送で使用食材の紹介し、給食だよりで使用食材及び産地を表示し配布した。また、JAに対し地域農産物を多く供給してもらうよう要望した。 H28(33日/200日)、H29(64日/200日)、H30(75日/200日)、R1(63日/200日)、R2(41日/200日)	A	・地域農産物の食材を通じて食育に取り組み必要がある。	【課題】 ・給食食数は年々増加しており、地域農産物供給元のJAが大量の食材について品質を落とさず長期安定供給できる体制を維持できるかが課題となっている。 【今後の取組】 ・食材の購入価格や、食材品目の増及び供給量の増について今後ともJAと協議していく。	C	・今後も地域農産物を活用した献立を継続して実施していく。
			②心身の健康づくり及び運動の習慣化	幼稚園体育活動充実事業		教育総務課	・南風原町立幼稚園において、5歳児クラスを対象に運動能力向上のため、専門的な知識を持つ講師による体育指導を実施します。	幼稚園児	◎	町立4幼稚園で専門講師による体育指導を行い、各園5歳児月3回、4歳児月1回実施することができた。	A	保護者へのアンケートでは90.96%の保護者が受託事業者を選定し、その専門的な知識を十分に活かして指導ができるよう、各園との調整に努める。	C	アンケート結果などからも保護者の評価が高い事業となっているだけでなく、幼稚園教諭のスキルアップの場にもなっており、引き続き事業を継続していく。	
			③学校相談事業によるいじめや非行問題、登校支援の実施	教育相談事業	学校教育課	・児童・生徒の心の悩みや不安などをじっくり聞き、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置しています。 ・児童・生徒やその保護者が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう第三者的な存在として、教育相談員、特別支援相談員、心の教室相談員を各学校に配置することで、学校や関係機関と連携をとりながら、不登校や児童虐待などの問題解決のために速やかに対応します。	児童生徒	◎	令和2年度において不登校児童復帰率が全国値22.8%に対し、町は25.0%と上回った。	A	令和2年度において児童生徒及び保護者からの相談件数は延べ3,900人から相談を受けていることから必要性が高い。	不登校の未然防止による不登校数の改善を図るため、作業療法士を学校に派遣し、学習環境等にうまく適応できない児童生徒についての教諭等への助言や研修を行い児童生徒の多様性に対応した教育環境の構築に取り組む。	C	今後も学校と行政が連携し、普段の教育相談を充実させ早期に対応することで不登校の未然防止及び登校復帰に取り組むことが必要。	
			④地域と連携した学校の防犯・防災体制の充実	学校教育基盤整備運営事業	学校教育課	小・中学校においてメール連絡網の活用することにより学校から保護者に対して迅速な情報発信や情報モラルに関する教育、ICT機器の整備など学校運営がスムーズに行えるよう事業を行っていく。さらに、近年の児童生徒における携帯電話、インターネット環境利用の場が増えていることから、いじめ対策の一環として裏サイト監視の委託を行う。	児童生徒	◎	メール連絡網の契約やSNSなどを監視するネット/パトロールなどの契約を行い、緊急時に対応できる体制を整えることができた。	A	保護者に対する緊急時等の連絡やネット/パトロールの監視など、直接児童生徒に関することから町民のニーズも高くなっている。	情報モラルに関する教育は児童生徒だけでなく、保護者においても必要なことから広く発信できる方法などを検討し事業を進めていく。	B	保護者に対する緊急時等の連絡は引き続き実施する。また、SNSなどインターネットが利用できる環境があれば誰でも使用できることから、情報モラルに関する教育の強化が必要とされる。	
			⑤学校周辺の安全マップの活用と危機管理能力の向上												
			⑥インターネット環境におけるモラル教育等の実施												
3) 地域と育む特色ある学校づくりと開かれた学校づくり			①南風原町学校支援地域本部事業(学校応援隊はえばる)等による地域に開かれた学校づくり	南風原町学校支援地域本部事業(学校応援隊はえばる)	◎	生涯学習文化課	・学校における相談機能の充実 ・地域及び関係機関等と連携しいじめや非行問題、登校支援等の解決に向けての取り組み ・学校公開・講演会・教育長表彰等の実施、町民全体で教育に関する取り組みの推進	町民	○	・昨年はコロナ禍ということもあり、ボランティア参加者が少なかったが、令和元年度までは概ね目標の2,000人に近い人数で推移している。	A	本事業は社会教育法第5条第2項により、地域住民等の積極的な参加を得て学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう必要な措置を講ずるものとしてされており、社会教育推進上必要性が高い。	今後も更なる学習領域拡大やボランティア人材を増やし、地域教育力の向上に努めるため、町ホームページに地域学校協働活動の様子を掲載し、本事業の活動周知につなげていく。	C	現総合計画の計画通り順調に推移しているため、今後とも事業を継続させていく。
			②学校公開・講演会・教育長表彰等の実施	学校公開・講演会・教育長表彰等の実施事業	学校教育課	○町立幼小中で一斉の学校公開日を実施することで、保護者や地域と連携して幼児児童生徒を地域ぐるみで育成する気運を高める。 ○教職員向けの講演会を通して、幼児児童生徒の理解や学校教育の方向性について深める。 ○教育長表彰を通して、家庭学習に対する児童生徒の意識の高揚を図る。	町全体	△	・学校公開日については、年2回実施していたが、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止(令和2・3年度)。 ・教職員講演会については、毎年1回、学校教育の充実に資する内容で開催。 ・教育長表彰については、教育長が直接児童生徒を表彰するため、家庭学習に対する児童生徒の意識向上につながっている。	A	教育長表彰における保護者アンケートからは、教育長表彰を目標に家庭学習を頑張っている実例等の報告や、児童生徒の意識を高める観点から効果的であると声が多い。	0	幼児児童生徒の学力向上を推進する必要性から、引き続き現状通りの取組を継続する必要がある。		

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
1)ともに支え合えるまちづくりの推進			①町民、行政、町社会福祉協議会、関係機関等のネットワークづくり	町民主体の地域福祉活動の充実	◎	こども課 保健福祉課	・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進・交流活動等の推進(相互に支えあい・助け合う地域づくりの推進) ・町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりの推進 ・コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力的体制の構築 ・悩みなどを拾い上げる環境づくりの推進(民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や宇自治会、商工業者等との連携) ・小地域(宇・自治会)における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進について広報啓発の充実 ・町民主体の地域福祉活動(「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」)の充実、人材確保や組織体制の強化等の支援	町民	◎	・ちむぐるプランに沿って、町社協との連携を密にし、関係機関の協力を得ながら包括的な支援が行える体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを推進している。 ・こども課においては、発達障がいを抱える子どもとその保護者に対して、年間スケジュールのもと交流事業等を行っている。 ・ちむぐるプランの評価委員会や子ども子育て会議の委員に、公募委員に参加していただくことで、町民が地域課題を知る場となっている。 ・高齢者の生活体制整備事業にて生活支援コーディネータを2名配置(町社協へ委託)し、協議会を開催し、行政・地域・社協・社会福祉法人・企業等、様々な事業主体により重層的な地域支え合いの体制づくりの推進及びネットワーク構築を行っている。 ・障害者支援相談事業にて相談員を2名配置(町社協へ委託)し、相談体制を整備している。	A	・行政と町社会福祉協議会の連携による町民福祉の向上が図られる。 ・地域や企業等と共に地域福祉活動を充実させるための周知活動や人材確保が必要。 ・町民個々が抱える問題が複雑化、複合化してきている。また高齢化が進むなか、8050問題が現実のものとなっている。地域の声なき声や個々に対するきめ細やかな支援が求められている。	こども課 保健福祉課	・地域福祉を推進するための町地域福祉推進計画の各種取り組みを推進していく。 ・町民主体の地域福祉活動の充実については、町民生部と町社協がしっかりと連携して取り組んでいる。さらに、民生委員や各種関係機関などとの連携も取れているので、その体制を維持していく。 ・高齢者人口が増えるなか、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいっつも自立して過ごせるよう、行政だけではなく地域、企業も一緒に作った体制づくりが必要。
				社会福祉団体育成事業		こども課	【1】南風原町社会福祉協議会への補助金 ・社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です 【2】その他の団体への補助金・負担金	0	◎	・ちむぐるプランに沿って、町社協との連携を密にし、関係機関の協力を得ながら包括的な支援が行える体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを推進している。 ・町社協において7名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、支援充実を図ると共に、福祉事業者等との連携・協力的体制を構築している。 ・民生委員やCSW等が地域で支援を必要としている方々と接し、それを拾い上げる仕組みを整えている。	A	行政と町社会福祉協議会の連携により町民福祉の向上が図られる。	C	地域福祉を推進するための町地域福祉推進計画の各種取り組みを推進していく。 町民主体の地域福祉活動の充実については、町民生部と町社協がしっかりと連携して取り組んでいる。さらに、民生委員や各種関係機関などとの連携も取れているので、その体制を維持していく。
			②町民が年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、相互に支えあい助け合う交流活動の推進	町民主体の地域福祉活動の充実	◎	こども課 保健福祉課	・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進・交流活動等の推進(相互に支えあい・助け合う地域づくりの推進) ・町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりの推進 ・コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力的体制の構築 ・悩みなどを拾い上げる環境づくりの推進(民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や宇自治会、商工業者等との連携) ・小地域(宇・自治会)における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進について広報啓発の充実 ・町民主体の地域福祉活動(「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」)の充実、人材確保や組織体制の強化等の支援	町民	◎	・ちむぐるプランに沿って、町社協との連携を密にし、関係機関の協力を得ながら包括的な支援が行える体制を整え、安心して暮らせるまちづくりを推進している。 ・こども課においては、発達障がいを抱える子どもとその保護者に対して、年間スケジュールのもと交流事業等を行っている。 ・ちむぐるプランの評価委員会や子ども子育て会議の委員に、公募委員に参加していただくことで、町民が地域課題を知る場となっている。 ・高齢者の生活体制整備事業にて生活支援コーディネータを2名配置(町社協へ委託)し、協議会を開催し、行政・地域・社協・社会福祉法人・企業等、様々な事業主体により重層的な地域支え合いの体制づくりの推進及びネットワーク構築を行っている。 ・障害者支援相談事業にて相談員を2名配置(町社協へ委託)し、相談体制を整備している。	A	・行政と町社会福祉協議会の連携による町民福祉の向上が図られる。 ・地域や企業等と共に地域福祉活動を充実させるための周知活動や人材確保が必要。 ・町民個々が抱える問題が複雑化、複合化してきている。また高齢化が進むなか、8050問題が現実のものとなっている。地域の声なき声や個々に対するきめ細やかな支援が求められている。	こども課 保健福祉課	・地域福祉を推進するための町地域福祉推進計画の各種取り組みを推進していく。 ・町民主体の地域福祉活動の充実については、町民生部と町社協がしっかりと連携して取り組んでいる。さらに、民生委員や各種関係機関などとの連携も取れているので、その体制を維持していく。 ・高齢者人口が増えるなか、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自分らしくいっつも自立して過ごせるよう、行政だけではなく地域、企業も一緒に作った体制づくりが必要。
			③町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりの推進											
①各種相談業務の実施	福祉課題の発見及び相談支援体制の強化	◎	こども課 保健福祉課											
②保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容等の情報発信				③民生委員・児童委員の担い手確保及び活動内容の周知	④福祉課題の発見及び相談支援体制の強化									
①各種相談業務の実施				②保健・福祉・医療に関する各種制度やサービス内容等の情報発信	③民生委員・児童委員の担い手確保及び活動内容の周知	④福祉課題の発見及び相談支援体制の強化								
2)相談対応の充実並びに各種制度の周知														

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
			⑤社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部との連携	生活困窮者の自立に関する支援の強化	◎	こども課	・福祉課題の早期把握・対応(町社会福祉協議会や関係機関等と連携、積極的なアウトリーチをとおした実態把握及び相談支援体制の強化) ・社会的孤立に関する状況把握及び沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター南部と連携し包括的な支援の実施	町民	◎	・アウトリーチによる実態把握として、7名のCSWを配置して、支援を必要とする方の調査を行っている。さらに相談体制についても町社協と町民生部で連携して行っている。 ・社会的孤立の対策については、必要が生じたらパーソナルサポートセンター南部との連携を図っている。	A	近年は生活困窮者の対応が多様となり、その必要性は高い	町社協のCSWによるアウトリーチで課題を抱えている方々の把握が進み、それにより金銭管理を必要とする方々への支援が増えている。その対応をする人材が不足しているのが現状の課題として出てきている。	C	高齢者、児童対応、障害者対応、女性問題等の重層的な課題に対して、町と社協、関係機関等が連携して支援の体制を構築し取り組んでいる。
	3)ふれあい・交流・活動の場や機会の充実		①小地域(字・自治会)における町民福祉活動の周知及び参加促進 ②「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」などの人材確保及び組織体制強化支援	町民主体の地域福祉活動の充実	◎	こども課	・誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進・交流活動等の推進(相互に支えあい・助け合う地域づくりの推進) ・町民に対する福祉教育の推進及び地域社会への町民参加の仕組みづくりの推進 ・コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築 ・悩みなどを拾い上げる環境づくりの推進(民生委員・児童委員はじめ各種関係機関や字自治会、商工業者等との連携) ・小地域(字・自治会)における町民福祉活動の周知並びに活動への参加促進について広報啓発の充実 ・町民主体の地域福祉活動(「子育てサロン」、「高齢者サロン」、「友愛訪問活動」)の充実、人材確保や組織体制の強化等の支援	町民	◎	・コミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制を構築した。	A	身近な相談機関として、町民のニーズは高い	町社協のCSWによるアウトリーチで課題を抱えている方々の把握が進み、それにより金銭管理を必要とする方々への支援が増えている。その対応をする人材が不足しているのが現状の課題として出てきている。	C	生活困窮者の自立に関する支援の強化については、町と社協、関係機関等が連携して支援の体制を構築し取り組んでいる。
	4)権利擁護等に関する制度の利用促進		①成年後見制度の周知及び日常的な金銭管理支援事業(町社会福祉協議会)の実施 ②高齢者、障がい者(児)、児童等への虐待及びDVの早期発見・早期対応	権利擁護等に関する制度の利用促進		こども課 保健福祉課	・民生委員・児童委員及びコミュニティソーシャルワーカーと各種相談窓口、福祉事業者等との連携・協力体制の構築。 ・家庭裁判所に対して行う後見、保佐及び補助開始の審判申立ての手続及びその費用の負担、並びに親族申立てに要した費用及び成年後見人等の業務に対する報酬の助成を行う。	民法で定める成年後見制度について判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等	◎	・アウトリーチによる実態把握として、町社協が4小学校校区にそれぞれ2人ずつのCSWを配置して、支援を必要とする方の調査を行っている。さらに相談体制についても町社協と町民生部で連携して行っている。 ・社会的孤立の対策については、必要が生じたらパーソナルサポートセンター南部との連携を図っている。 ・認知症で支援する親族がいない方や虐待事案等、町長申立てが必要なケースについて適切に申立てを行っている。また、報酬助成については要綱の要件に該当する方に対し助成を行い成年後見制度を安心して利用できるよう支援している。 ・市町村相談支援(委託相談や基幹相談)において、必要に応じて成年後見制度や※日常生活自立支援事業の制度利用を案内。 ・平成30年度に後見制度の町長申立ての支援を1件、令和元年度に成年後見制度利用支援事業により報酬費用の助成を1件、令和2年度2件実施(障がい福祉) ・関係機関から虐待(疑いを含む)に関する相談や通報を受けた場合、状況把握や必要に応じて訪問調査を実施し、支援方針等について関係機関等と協議の上で対応を取り組んでいる。	A	・身近な相談機関として、町民のニーズは高い。 ・高齢化が進むなか、本町でも認知症高齢者の増加及び精神科病院の長期入院者の退院促進により地域へ帰ることが見込まれ、今後さらに成年後見制度利用支援事業の必要性は増していくと考える。また、親族申立ての支援が今後増加することが予想される。	B	・生活困窮者の自立に関する支援の強化については、町と社協、関係機関等が連携して支援の体制を構築し取り組んでいる。 ・成年後見制度利用促進基本計画の策定及び権利擁護センター等中核機関を整備することが求められており、それらにより庁内及び関係機関と共に体制を整備する必要がある。	
	1)生涯にわたって健康づくりに取り組める体制の整備		①ライフステージごとの健康づくりに取り組める体制の整備	ライフステージを通じた健康づくり支援事業	◎	国保年金課 教育総務課	・本町においても働き盛りの世代(青壮年期)が健康課題を抱えているが、大人の生活習慣は、小児期の生活が大きく影響する。乳幼児期から生活習慣病予防を視野に入れて生活習慣を確立していくことが望まれる。また、妊娠中の栄養状態が悪く低出生体重で生まれると生活習慣病になりやすいといわれている。 ・将来的な人口増、高齢化の進展を見据え、ライフステージを通じた健康づくりを民生部や教育部など関係機関と連携しながら支援し、全町民の健康に対する意識の底上げを図る。そして、本町の生活習慣病の根底にあるメタボリックシンドロームを減少させる。	町民	国保△ 教総◎	・青壮年期の生活習慣病を見据え、妊娠から将来の生活習慣病予防のため、母子保健活動と成人保健活動を一体的に取り組んだ。 ・トレーニングルーム室へトレーナーを配置することにより、器具の使い方指導やトレーニングメニューの提案などを行い利用者が利用し易い環境を整えることができた。	A	・本町の医療費・介護費等の社会保障費の分析より肥満(メタボリックシンドローム)を基盤とした生活習慣病の重症化によるところが大きい。 ・利用者が増加し、初めから利用する方や、リピーターが増えたことから、管理者による啓発や、写真等の掲示により利用者が利用し易い環境を整えていく。	国保B 教総A	・国保連合会設置の保健事業支援評価委員会の助言を取り入れながら肥満に関する保健指導・栄養指導を強化していく。 ・利用者の器具の使い方やトレーニングに関する知識、マナーなどが向上したことからトレーナー配置は完了した。	

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
2. 健康づくりの推進	2) 予防活動の推進	①生活習慣病の発症予防並びに重症化予防		生活習慣病の発症並びに重症化予防の推進事業	◎	国保年金課	・特定健康診査及びがん検診の受診率向上 ・健康的な生活習慣の確立、不適切な生活の改善(妊娠から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目ない保健指導・栄養指導) ・保健指導・栄養指導の充実(家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育等) ・定期予防接種等の実施による感染症予防	町民	△	・特定健康診査向上のため、指導員による電話等の広報活動やAIを活用したはがき送付により受診勧奨に努めた。 ・日曜健診やナイト健診を行い、受診しやすい機会の充実にも取り組んだ。 ・受診者へTポイントを付与することでインセンティブ効果を図った。	A	一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとして特定健康診査の受診率を上げていくことが必要となる。	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、健診事業、保健指導を継続していく必要がある。 【今後の取組】 ・AIを活用することでこれまで以上に受診勧奨を強化する。 ・インセンティブ効果を図るためTポイント事業の効果を検証する。 ・医療機関との連携を図り通院者への受診勧奨の取り組みに努める。	B	特定健康診査率を上げることが保健指導率の向上に繋がりが、生活習慣病予防や重症化予防に繋がっていくことから、受診勧奨を強化していく必要がある。
				住民健診(健康診査)事業	◎	国保年金課	・町民の健康増進を図るため、20歳から40歳未満の方で、学校や職場等で健康診査を受ける機会がない方、及び40歳以上の生活保護受給者を対象に、基本健診(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)受診料を全額助成します。また、40歳以上の職場等ががん検診を受ける機会がない方を対象に、がん検診(胃・肺・大腸)受診料を助成します。70歳以上・非課税世帯・生活保護受給者は、がん検診受診料を全額助成します。	町民	△	・一般健康診査・がん検診の受診率向上のため、HPや広報誌、掲示板等へのポスター掲載により集団健診等の周知に努めた。 ・日曜健診やナイト健診を行い、受診しやすい機会の充実にも取り組んだ。 ・40歳、50歳、60歳、70歳を対象に歯周病疾患検診にも取り組んだ。	A	一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとしてがん検診の受診率を上げていくことが必要となる。また、40歳未満の健康づくりを行うことで、若壮年期の生活習慣病予防につなげるきっかけとなる。	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、健診事業を継続していく必要がある。 ・がん検診の重要性について周知強化を図る。	C	がん検診や40歳未満一般健診の受診率向上が、保健指導率の向上に繋がりが、生活習慣病予防や重症化予防に繋がっていくことから、現状通り継続して受診勧奨をしていく必要がある。
				婦人がん検診事業	◎	国保年金課	・町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。 ・がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、下記表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。 ※令和2年度の全額助成となる対象年齢【子宮がん検診対象年齢】基準日時点で20歳の方 【乳がん検診対象年齢】基準日時点で40歳の方	町民(女性)	△	・婦人がん検診集団検診について広報に努めた。 ・がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、子宮頸がん及び乳がんに関する検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図った。	A	女性のがんを早期発見・予防することができる。	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、婦人がん集団検診を継続していく必要がある。	C	女性特有のがんについて検診の機会を作ることで、がんの早期発見・予防につながる。今後対象年齢への無料クーポン送付等により、受診勧奨につなげていく必要がある。
				特定健康診査等事業	◎	国保年金課	・南風原町国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査実施年度中に40歳から74歳となる者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診・保健指導を行い、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようサポートします。	町民	△	特定健康診査向上のため、指導員による電話等の広報活動やAIを活用したはがき送付により受診勧奨に努めた。 ・日曜健診やナイト健診を行い、受診しやすい機会の充実にも取り組んだ。 ・受診者へTポイントを付与することでインセンティブ効果を図った。	A	一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとして特定健康診査の受診率を上げていくことが必要となる。	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、健診事業、保健指導を継続していく必要がある。 【今後の取組】 ・AIを活用することでこれまで以上に受診勧奨を強化する。 ・インセンティブ効果を図るためTポイント事業の効果を検証する。 ・医療機関との連携を図り通院者への受診勧奨の取り組みに努める。	B	特定健康診査率を上げることが保健指導率の向上に繋がりが、生活習慣病予防や重症化予防に繋がっていくことから、受診勧奨を強化していく必要がある。
				長寿県復活 食の応援事業	◎	国保年金課	・「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣改善のための情報を提供する。各ライフサイクルに応じたバランス食の啓発や広報等の取り組みを行うことにより、日常の食生活の改善及び生活習慣を再構築するための支援を行う。	町内の小学5年生、中学2年生で保護者の同意が得られた者	◎	平成28年度から事業を開始している。事業実施にあたっては、個別通知、学校関係者との事業の意義について情報共有を図っている。	A	若壮年期の生活習慣病予防を見据え、学童期からの生活習慣病予防に取り組みが必要がある。	【課題】 ・健康寿命の延伸、社会保障の安定を目指して学童期からの生活習慣病の発症予防及び重症化予防に取り組む必要がある。 【今後の取組】 ・生活習慣改善に向けた取り組みにつながるよう、学童期生活習慣病予防の健診を実施し、町民の実態に基づいた保健指導・栄養指導及び事業の展開を心がける。	C	生活習慣病予防健診結果を親子で学習することで生活習慣の振り返りのきっかけとなれるよう、町民の実態に即してイメージしやすくわかりやすい説明を心がける。
				生活習慣病の発症並びに重症化予防の推進事業	◎	国保年金課	・特定健康診査及びがん検診の受診率向上 ・健康的な生活習慣の確立、不適切な生活の改善(妊娠から高齢期までの各ライフステージに対応した切れ目ない保健指導・栄養指導) ・保健指導・栄養指導の充実(家庭訪問や健康相談、健診結果説明会、健康教育等) ・定期予防接種等の実施による感染症予防	町民	△	・特定健康診査向上のため、指導員による電話等の広報活動やAIを活用したはがき送付により受診勧奨に努めた。 ・日曜健診やナイト健診を行い、受診しやすい機会の充実にも取り組んだ。 ・受診者へTポイントを付与することでインセンティブ効果を図った。	A	一人一人が健康な生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防を行うためのきっかけとして特定健康診査の受診率を上げていくことが必要となる。	【課題】 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、健診事業、保健指導を継続していく必要がある。 【今後の取組】 ・AIを活用することでこれまで以上に受診勧奨を強化する。 ・インセンティブ効果を図るためTポイント事業の効果を検証する。 ・医療機関との連携を図り通院者への受診勧奨の取り組みに努める。	B	特定健康診査率を上げることが保健指導率の向上に繋がりが、生活習慣病予防や重症化予防に繋がっていくことから、受診勧奨を強化していく必要がある。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
			④定期予防接種等の実施	予防接種事業		国保年金課	【1】乳幼児や児童・生徒の予防接種 ・予防接種は、個別(指定医療機関)で実施します。対象となるお子さんには個別に通知します。 【2】高齢者の予防接種 ・高齢者(65歳以上)のみなさんのインフルエンザ予防接種は、10月初旬から翌年の2月末日の間に町指定医療機関(予約制)で実施します。 ・高齢者肺炎球菌予防接種は、当該年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方が対象で、4月初旬から翌年の3月末日の間に町指定医療機関(予約制)で実施します。	町民	◎	予防接種を実施することにより、伝染の恐れがある疾病の罹患及びまん延を予防する事ができました。	A	里帰り出産の方へは償還払いを実施しており、公費負担による予防接種を促進できています。	C	伝染の恐れがある疾病の罹患及びまん延を予防するため、今後も予防接種法に基づく事業実施を推進していきます。
			①新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等による保育定員の確保 ②小規模保育事業による低年齢児(0歳～2歳)の受け入れ枠の確保	待機児童解消と保育基盤整備事業	◎	こども課 学校教育課	・保育定員の確保(新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等) ・低年齢児(0～2歳)の受け入れ枠の確保 ・保護者のニーズへの対応の継続(公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施等) ・認定こども園についての検討	保育ニーズを必要とする世帯	△	・第二期子ども・子育て支援事業計画を策定した。 ・保育定員の確保策として保育園の整備を実施した。 ・公立幼稚園では、平成27年度より土曜日の預かり保育の開始、平成28年度には4歳児の受け入れを開始する等、保護者へのニーズに対応するため段階的に幼稚園教育及び保育の充実に取り組みしております。また、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行についても現状の課題解消とより充実した教育保育に向けて検討を進めている。	A	女性の就業率が上昇するなか、保育のニーズに対応していく必要がある。	B	待機児童の解消については、町子ども・子育て支援事業計画に沿って計画的に進める。 低年齢児(0～2歳)の受け入れ枠の確保として、小規模保育園の整備、また分園等による保育所整備を行っていく。
	1)待機児童の解消		③公立幼稚園における一時預かり等の実施	預かり保育事業		学校教育課	預かり保育士を配置し午後6:30までの預かり保育土曜日保育を実施する。	幼稚園の園児	◎	・近年増える核家族や共働き家族の保護者の要望により午後6:30まで実施している。 ・預かり保育希望者も年々増え、平成27年度からは、保護者のニーズに応え土曜日保育を実施している。	A	平成28年度より4歳児保育の実施、平成27年度より土曜預かり保育の実施をスタートするなど、保護者のニーズに対応している。	C	教諭や特別支援員が不足しており、本事業を継続していくために人材確保に努める。
			④認定こども園の検討	待機児童解消と保育基盤整備事業	◎	こども課 学校教育課	・保育定員の確保(新たな保育所の整備、保育所の分園や改築、既存保育所定員の見直し等) ・低年齢児(0～2歳)の受け入れ枠の確保 ・保護者のニーズへの対応の継続(公立幼稚園における複数年保育の実施、土曜日の一時預かりの実施等) ・認定こども園についての検討	保育ニーズを必要とする世帯	△	・第二期子ども・子育て支援事業計画を策定した。 ・保育定員の確保策として保育園の整備を実施した。 ・公立幼稚園では、平成27年度より土曜日の預かり保育の開始、平成28年度には4歳児の受け入れを開始する等、保護者へのニーズに対応するため段階的に幼稚園教育及び保育の充実に取り組みしております。また、教育・保育を一体的に行う機能をもつ認定こども園への移行についても現状の課題解消とより充実した教育保育に向けて検討を進めている。	A	女性の就業率が上昇するなか、保育のニーズに対応していく必要がある。	B	低年齢児(0～2歳)の受け入れ枠の確保として、小規模保育園の整備、また分園等による保育所整備を行っていく。
				利用者支援事業(地域子育て支援、一時保育、病児保育、延長保育など)	◎	こども課 学校教育課	・安心して子育てできる環境整備・幼児期の教育・保育の質の向上 ・保育者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供(子育て支援員の活用) ・地域での子育てネットワークの構築 ・保護者同士が交流しやすい場づくり(各字公民館での子育てサロン・保育園の子育て支援センター・児童館のファミリークラブ等) ・育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会の提供)	保育ニーズを必要とする世帯	◎	・安心して子育てできる環境整備として、一時保育等の実施、病児保育の委託を行いつつ、保護者同士が交流しやすい場づくり(各字公民館での子育てサロン・保育園の子育て支援センター)を実施。 ・幼稚園教諭の資質向上に向けた取組として、四園研修会を年間6回実施している。その際、町内認可保育所にも報告会への参加案内を行っている(幼児教育の質の向上)。	A	育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会の提供)等につなげており必要性が高い	C	一時保育等、保育士確保による安定的な事業実施が課題となっている。 コロナ禍における児童、保護者の交流機会が減少するなか、感染対策を講じ安心して環境で事業を実施する。
				認可外保育園事業・補助		こども課	【1】南風原町認可外保育事業補助金 ・県が示す補助基準額に基づき、園児の内科健診・歯科検診、また牛乳代、米代、おかず及びおやつ代などの補助を行っています。 ※負担割合は県90%、町10%となっています。 【2】認可外保育園研修事業補助金 ・県の研修をうけた認可外保育施設に対し、保育材料費の補助を行います。 ※県負担割合は県90%、町5%、認可外保育施設5%となっています。 ※令和4年度以降一括交付金終了のため、歳入なし。	町民	◎	本町は待機児童が発生している中、認可外保育園を利用している世帯がいるため、認可外保育園の運営支援を行い、保育の質向上を図った。	A	町民ニーズの必要性が高い	C	引き続き認可外保育所への各種補助を継続する。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状 通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)					
まちづくり目標3:ちむぐくるでもいづくる福祉と健康のまち(健康・福祉)	2)各種保育サービスの充実	①地域子ども・子育て支援事業の実施		認可保育園事業・単独		こども課	・保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産のため十分な保育ができない場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の要求が高まっています。 ・町単独補助金は、町の保育行政を支える法人保育園及び地域型保育事業所で働く職員の処遇改善のため、町が独自に支払っている補助金です。	町民、保育を必要とする世帯	◎	町内の認可外保育園に対して、保育士不足で保育士確保に難がある事から、保育士の就職につながる施策を実施した。	A	町民ニーズの必要性が高い	特になし	C	引き続き保育士確保策のための補助金を継続			
				障害児保育事業			・障害児保育は、障がい児の発達と障がい児保育の総合的な推進を図るため、原則として集団保育が可能な3歳以上の障がい児の保育を実施する事業です。町内では、町立宮平保育所及び法人保育園(認可保育園)16園で実施します。町は、障がい児保育事業を行う法人保育園(認可保育園)に対して補助金を助成し障がい児保育の充実を図ります	町民、保育所	◎	各保育所における加配保育士の人件費相当分を補助することで、安定的な運営と保育の質向上に繋げている。	A	町民ニーズの必要性が高い	特になし	C	引き続き継続			
				地域型保育事業・補助			・保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産のため十分な保育ができない場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。 ・町では、その要望に応えるために認可保育園の他に、新たに地域型保育事業が設置され、平成27年から事業所内保育を実施しています。	保育を必要とする世帯	◎	令和2年度より町内1園の小規模保育園が開園。令和2年度から新たに1園の小規模保育園の整備に着手	A	待機児童解消に寄与しているため	特になし	C	引き続き地域型保育事業者への運営費補助を継続する。			
				認定こども園事業・補助			・認定こども園は保育(2号・3号)認定こども(保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とするもの)、および教育標準時間(1号)認定こども(満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定以外のもの)の保育・教育を行う施設です。園へは施設型給付費として運営費の補助を行います	保育を必要とする世帯	◎	令和元年度より町内1園の認定こども園が開園	A	町民ニーズの必要性が高い	特になし	C	引き続き認定こども園への運営費補助を継続する。			
				幼児教育・保育無償化事業			・3歳児から5歳児までの子ども達の幼稚園・保育園・認定こども園等の利用を無償化するとともに、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども達を対象として保育園等の費用を無償化する。	保育を必要とする世帯	◎	令和元年10月より、幼児教育・保育無償化事業を実施している。	A	町民のニーズに対応している。	認可外保育園に対する無償化事業は、事業実施後5年間とされていることから、同園に対する保育の質向上を図り、指導監督基準を満たす事が必要である。	C	今後も保育の質向上を図りつつ、適切な事業実施を行って行く。			
				②幼稚園教諭や保育士の研修等による幼児教育・保育の質の向上			利用者支援事業(地域子育て支援、一時保育、病児保育、延長保育など)	◎	こども課 学校教育課	・安心して子育てできる環境整備・幼児期の教育・保育の質の向上 ・保育者の保育ニーズに沿った子育て支援サービスの提供(子育て支援員の活用) ・地域での子育てネットワークの構築 ・保護者同士が交流しやすい場づくり(各字公民館での子育てサロン・保育園の子育て支援センター・児童館のファミリークラブ等) ・育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会の提供)	保育ニーズを必要とする世帯	◎	・安心して子育てできる環境整備として、一時保育等の実施、病児保育の委託を行いつつ、保護者同士が交流しやすい場づくり(各字公民館での子育てサロン・保育園の子育て支援センター)を実施。 ・幼稚園教諭の資質向上に向けた取組として、四園研修会を年間6回実施している。その際、町内認可保育所にも報告会への参加案内を行っている(幼児教育の質の向上)。	A	育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会の提供)等につながっており必要性が高い	一時保育等、保育士確保による安定的な事業実施が課題となっている。	C	コロナ禍における児童、保護者の交流機会が減少するなか、感染対策を講じ安心した環境で事業を実施する。
	③子育て支援員の配置等による子育て支援サービスの提供																	
	3. 子ども・子育て支援の充実		①地域での子育てネットワークの構築	地域子育て支援拠点事業(認可保育園)			こども課	地域子育て支援拠点事業は、町の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援、また町の保育についての情報を提供したり、家庭内保育を行っている人への支援を行います。町内では、町立宮平保育所(ふくぎの家)や認可保育園(津嘉山、兼城保育園)で行っています。町は、地域子育て支援拠点事業を行う法人保育園(認可保育園)に対して補助金を助成し、保育の充実を図ります。	町民	○	保育士不足により、宮平保育所及び津嘉山保育園のみ実施した。	A	育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会の提供)等につながり、必要性が高い	コロナ禍における保護者、児童の交流が減少する中において、事業実施が育児不安の解消や、子どもの成長に寄与するよう継続実施していく。	C	コロナ禍における児童、保護者の交流機会が減少するなか、感染対策を講じての、安心した環境での事業実施を行って行く。		
								②子育てサロン、子育て支援センター、ファミリークラブ等の交流の場づくり										
								③こども医療費助成の充実	こども医療費助成の充実事業	◎	こども課	・中学生までの医療費無料化の継続、医療費の自己負担を病院で支払わずに済む制度(現物給付)の実施 ・こどもの健やかな成長に役立てるために町内に住む中学生までのこどもに対し医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。	町民	◎	平成29年1月から中学3年まで窓口支払いを無償化している。また沖繩県全域において、平成30年10月から未就学児の通院・入院において窓口支払の無償化が開始された。令和4年度からは、県内全市町村において中学生卒業までの医療費無償化を予定	A	町民のニーズに対応している。	今後は、高校卒業(18歳)までの年齢拡充に向けた制度改正を行って行く。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)					
3) 安心して子どもを生み育てるための支援の充実				母子父子家庭医療費助成事業		こども課	・本町に住所を所有し、18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することで生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。	母子及び父子家庭等	◎	毎年度対象者に対し医療費の助成を実施した。	A	町民のニーズに対応している。	病児を抱える家庭の医療費の負担は、同じように発生するものであるため補助対象となるよう制度改正を沖繩県へ要望している。	C	制度は現状通り継続だが、この事業は沖繩県の補助対象が償還払いのみとなっており、現物給付の場合は補助対象とならないという課題がある。			
			④子育てに関する情報発信	地域子育て支援拠点事業(認可保育園)		こども課	地域子育て支援拠点事業は、町の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどへの支援、また町の保育についての情報を提供したり、家庭内保育を行っている人への支援を行います。町内では、町立宮平保育所(ふくぎの家)や認可保育園(津嘉山、兼城保育園)で行っています。町は、地域子育て支援拠点事業を行う法人保育園(認可保育園)に対して補助金を助成し、保育の充実を図ります。	町民	○	保育士不足により、宮平保育所及び津嘉山保育園のみ実施した。	A	育児不安の軽減(保護者の健康とともに子どもの成長、発達に応じた対応について学ぶ機会)の提供)等につながり、必要性が高い	C	コロナ禍における保護者、児童の交流が減少する中において、事業実施が育児不安の解消や、子どもの成長に寄与するよう継続実施していく。	C	コロナ禍における児童、保護者の交流機会が減少するなか、感染対策を講じての、安心した環境での事業実施を行っている。		
			⑤妊婦健診や乳幼児健診等の保健指導や栄養指導を通じた保護者と子どもの健康づくり、育児不安の軽減	妊婦一般健康診査事業		国保年金課	・妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦の経済的負担を軽減するため、平成21年度から公費助成が最大14回に拡大され、妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。さらに、平成23年度より、新たな検査項目(クラミジア抗原検査・HTLV-1抗体価検査)も公費助成の対象となりました。 ・また、県外での里帰り出産を希望する妊婦にも公費負担で健診が受けられるように、助成を行っています。	親子(母子)健康手帳の交付を受けた妊婦のうち、本町に住所を有する者	◎	・健診を定期的に行うことで母体の疾病又は異常の早期発見及び防止になっています。 ・健診結果をもとに、リスクの高い妊婦に対して保健師・助産師による訪問や電話での相談等を行い、妊産婦の生活習慣に対する助言や出産に対する不安の解消を図りました。	A	県外での里帰り出産を希望する対象者へも妊婦健診の公費負担が行われている。	安全で安心な出産に向けて健診を定期的に行うことの意義を引き続き啓発していくことが必要。また健診結果をもとに、リスクの高い妊婦に対しては保健師・助産師・管理栄養士による訪問や電話での相談等を行い、妊産婦の生活習慣に対する助言や出産に対する不安の解消を図る。	C	今後も安心・安全な出産に向けて妊婦健診の公費負担を行っていく。			
			産後ケア事業		国保年金課	・産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図る観点から、産後への健康診査の費用を助成する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。 ・また、産後ケアを必要とする出産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行う。	身体的・精神的・社会的にケアが必要な本町に住所を有する産婦	×	R3年度より事業を開始した。	A	産後安心して子育てができる支援体制を確保することで、産後うつや虐待の未然防止に寄与することができるため必要な事業であるとする。	R3年度より事業を開始しているため、実施内容を精査しながら取り組んでいきたい。	C	産後安心して子育てができる支援体制を確保することで、産後うつや虐待の未然防止に寄与することができるため必要な事業であるとする。				
			出産支援事業		国保年金課	・被保険者が出産を行った際に、出産一時金として40万円4千円又は42万円(産科医療補償制度加入機関での出産の場合)を支給する。		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			4) 子どもが安全・安心に過ごすことができる居場所づくり			放課後児童の居場所づくり支援事業		◎	こども課 生涯学習文化課	・放課後子ども総合プランの推進並びに公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の確保 ・学童クラブのひとり親世帯等を対象の助成 ・学校の空き教室等の公的施設が利用できない民間施設を借用し運営を行っているクラブに対し、一月50,000円の上限で家賃補助を行っています。 町内の補助対象学童クラブが、ひとり親家庭及び生活保護世帯に対し、学童の保育料および利用料を減免した金額(入所児童一人につき一月5,000円の上限)を補助しています。	町内小学生	◎	・児童館については、町内の4館を活用し子どもたちの放課後の居場所として運営している。 ・学童クラブに通う世帯のうち、ひとり親や生活困窮世帯について、利用料を減額している学童クラブに対して月額5千円の補助を行い、世帯の経済的な負担軽減を行っている。 ・町内全小中学校内で放課後子ども教室を開催し、放課後の児童の居場所の一つとする事が出来た。	A	保護者アンケートでは、今後も回数を増やして欲しい等町民ニーズの高い記載が多い。	・引き続き放課後の居場所作りについて、利用しやすい体制作りを行う。 ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携のため合同イベント等を年に2回程度行う。	C	・放課後児童の居場所づくり支援事業については、児童館の活用や経済的に困窮している世帯への学童クラブ保育利用の軽減策などを通して支援している。 ・南風原町放課後子ども総合プラン等に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を行う。
						児童館運営事業・単独		こども課	・町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があります。児童館では、子供たちの遊びの場所を与え、子ども教室、クラブ活動、児童館まつり等の活動を行っています。 ・また、児童館の管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員が行います。児童厚生員は、いろいろな研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています	町内小学生	◎	児童館については、町内の4館を活用し子どもたちの放課後の居場所として運営している。	A	町民のニーズに対応している。	引き続き放課後の居場所作りについて、利用しやすい体制作りを行って行く。また児童館施設の経年による老朽が目立ち、適切なメンテナンスを検討していく必要がある。	C	放課後児童の過ごし方が多様な中、児童の安心出来る居場所としての役割を今後も継続していく。	
						②学童クラブにおけるひとり親世帯等への助成	学童保育事業・補助		こども課	・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした学童保育事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。また障害児のいる学童クラブへは、補助金の加算を行っています。	町内小学生	◎	①放課後子ども総合プランの推進並びに公民館や児童館等の地域資源を活用した放課後の居場所づくり、遊び場の確保を進めます。 ②学童クラブについて、保護者負担が重く利用できないひとり親世帯等を対象に助成を行います。	A	町民のニーズに対応している。	引き続き放課後の居場所作りについて、利用しやすい体制作りを行って行く。	C	放課後児童の居場所づくり支援事業については、児童館の活用や経済的に困窮している世帯への学童クラブ保育利用の軽減策などを通して支援している。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
		5) 貧困の連鎖防止	①行政や町社会福祉協議会、関係機関、警察署、学童クラブ、NPO等と連携した子どもの貧困及び社会的孤立防止の支援体制の整備 ②子ども元氣支援員や児童厚生員、放課後児童支援員等の研修実施 ③児童館の新たな利活用 ④就学援助制度における対象費目の拡充検討及び要保護世帯等に対する給食費等の援助	子どもの貧困、社会的孤立の防止に向けた支援体制の構築事業 要保護・準要保護支援事業	◎	こども課 学校教育課	・子どもの貧困及び社会的孤立防止(子ども及びその家庭に対して生活指導、学習支援、食事の提供、キャリア形成、生活支援、見守り等の包括的な支援の実施) ・子どもの支援に関わる方(子ども元氣支援員、児童厚生員、放課後支援員等)への研修・連携 ・児童館の新たな利活用 ・就学援助制度における対象費目の検討、町立幼稚園の幼児のうち要保護世帯等に対する給食費等の援助 ・子ども元氣支援員が地域等へ出向き子どもとその世帯の現状・実態を把握し、学校や関係機関との情報共有、子どもとその世帯を支援に繋げるため調整を行う。調整後、関係機関と会議を行い、居場所の支援が必要と決定された児童を子ども元氣ROOMで支援する。 ・経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費、医療費及び学校給食費等の援助を行うことで、就学による経済的負担を軽減し、もってこれらの学校教育の普及と奨励を図ります。	町民 経済的理由による就学困難な児童生徒の保護者	◎ ◎	・子どもの貧困及び社会的孤立防止に向けては、関係機関と連携を密にし、「こども元氣ROOM」にて支援を行っている。 ・こども課に配置しているこども元氣支援員については、必要な研修には積極的に派遣しソーシャルワークのスキル向上を図っている。 H29年度:小学校611人(援助率20.61%)、中学校316人(援助率24.52%)、H30年度:小学校695人(援助率22.91%)、中学校351人(援助率26.45%)、R1年度:小学校749人(援助率23.86%)、中学校357人(援助率26.27%)、R2年度:小学校768人(援助率23.7%)、中学校346人(援助率24.84%)となり、年々増加している。	A A	町民のニーズに対応している。 児童生徒が義務教育を円滑に受けることに資することができました。また、入学予定者に対して、入学準備金の前倒し支給を行うことにより、より援助者に対して充実した事業となりました。 【課題】・周知強化の継続 【今後の取組】・周知に関しては継続して強化する。援助対象者、援助金額については市町村や県の動向も含め、随時検討する。	B C	令和元年度から新たに取組んでいる若年妊産婦の支援もあわせて事業展開していく。 生活困窮世帯の経済的な負担の軽減を図ると共に本事業を継続して実施する事で社会的自立が確立できるように継続して実施します。
			①障がい者(児)を支えるための他分野の連携及び相談支援体制の充実 ②共生社会の実現に向けて、障がい者(児)に対する理解を深めるための啓発、交流活動等の実施 市町村地域生活支援事業	障がい者(児)の特性に合わせた切れ目のない支援事業 市町村地域生活支援事業	◎	保健福祉課 学校教育課 保健福祉課	・他分野との連携および相談支援体制の充実 ・障がい者(児)に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実 ・「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定 ・療育及び教育、就労支援等への取り組み(障がい者(児)の社会的自立、生きがいづくり) ・障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性(地理的条件や社会資源など)や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。	障がい児、障がい者 障がい児、障がい者	◎ ◎	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを過ごせるよう多(他)分野の方々と連携を図りながら各種障害福祉制度の充実に取り組んでいる。 障がい児、障がい者が地域で安心した生活を過ごせるよう多(他)分野の方々と連携を図りながら各種障害福祉制度の充実に取り組んでいる。 障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種事業に取り組んでいる。	A A	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。 【課題】障がいに対する地域住民の正しい理解。障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の構築。きめ細やかな支援を取り組めるよう多(他)分野の連携の強化。 【解決方法】障がい者(児)への地域理解促進。多(他)分野の支援者による連携、相談支援体制充実を継続的に取り組む。 障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種事業に継続的に取り組む必要がある。 【課題】障がいに対する地域住民の正しい理解。障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の構築。きめ細やかな支援を取り組めるよう多(他)分野の連携の強化。 【解決方法】障がい者(児)への地域理解促進。多(他)分野の支援者による連携、相談支援体制充実を継続的に取り組む。	C C	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。 引き続き地域生活支援事業の各種事業に取り組む。 引き続き地域生活支援事業の各種事業に取り組む。
			障がい者(児)の特性に合わせた切れ目のない支援事業 市町村地域生活支援事業	障がい者(児)の特性に合わせた切れ目のない支援事業 市町村地域生活支援事業	◎	保健福祉課 保健福祉課	・他分野との連携および相談支援体制の充実 ・障がい者(児)に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実 ・「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定 ・療育及び教育、就労支援等への取り組み(障がい者(児)の社会的自立、生きがいづくり) ・障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性(地理的条件や社会資源など)や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的、効果的に実施し、障がい者及び障がい児の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互の人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。	障がい児、障がい者 障がい者	◎ ◎	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。 障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種事業に継続的に取り組む必要がある。 【課題】障がいに対する地域住民の正しい理解。障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の構築。きめ細やかな支援を取り組めるよう多(他)分野の連携の強化。 【解決方法】障がい者(児)への地域理解促進。多(他)分野の支援者による連携、相談支援体制充実を継続的に取り組む。	A A	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。 【課題】障がいに対する地域住民の正しい理解。障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の構築。きめ細やかな支援を取り組めるよう多(他)分野の連携の強化。 【解決方法】障がい者(児)への地域理解促進。多(他)分野の支援者による連携、相談支援体制充実を継続的に取り組む。	C C	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。 引き続き地域生活支援事業の各種事業に取り組む。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
4. 障がい者(児)・高齢者支援の充実	1. 障がい者(児)を支える体制の強化とサービスの充実	③「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定及び福祉サービスの充実		重度心身障害者医療費助成事業		保健福祉課	・心身に重度の障害のある方が医療機関を利用した場合、その自己負担額分(保険適用外および高額療養費、付加給付は除く)に対し医療費が助成されます。(入院時食事療養費・助成なし) 【医療費助成対象者】 ・医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1級又は2級の方 2. 療育手帳A1(最重度)・A2(重度)の方 3. 身体障害者手帳で3級かつ療育手帳B1(中度)の方 4. 療育手帳B1(中度)で障害基礎年金1級又は特別児童扶養手当1級受給中の方	重度心身障害者(児)	○	平成30年度よりこれまでの償還払いから自動償還払い制度が開始した事により受給件数及び支給金額が伸びている。また、令和2年4月受診分より入院時の食事療養費助成を廃止し、支給件数は伸びるも食事療養費は助成しないことから支給金額の減額となった。	A	重度心身障害者は医療に係る事が多い事から医療費の負担が大きく自己負担の支払いに苦しんでいる方もいらっしゃる中で、助成金は受給者の負担軽減になる。	受給資格はあるが受給経歴が無い方が居る中で、制度の周知を行う必要がある。更新等受給資格継続に関する通知の機会を活用して制度利用の案内を行う。	C	重度心身障害者の医療費を助成することで、負担軽減を図る上で継続が必要と考える。	
				自立支援医療費事業		保健福祉課	【1】更生医療給付事業 ・身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行います。なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。 【2】育成医療給付事業 ・医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を確するため	障がい児、障がい者	○	年度によって件数や決算額にばらつきがあるが、受給者の医療費を抑えることで適切な治療を受けてもらうことが出来ていると考える。	A	手術等の医療費を抑えることで、受給者に対して負担軽減が出来ている。	【課題】安心して治療を受けてもらうために事務手続きを丁寧に行っていく。支給決定までに不備がないように努める。 【解決方法】必要書類等の確認を徹底し、少しでも疑問を持つことが出てきたら、関係機関等に確認を行う。	C	これまでのように医療費を抑えることで、安心して治療を受けることが出来る。	
				介護給付・訓練等給付事業		保健福祉課	・心身に障がいがある方に、障がいの程度や介護の必要性、また身のまわりの状況等によって、生活を支えるための様々な障害福祉サービスを提供します。 ・障害福祉サービスには、居宅介護(ホームヘルプ)や短期入所(ショートステイ)、施設入所支援などの介護給付と就労移行支援や自立訓練などの訓練等給付に分けられます。	障がい児、障がい者	◎	障がいの状況に応じた障害福祉サービスの支給決定を実施している。	A	障がいの状況に応じた障害福祉サービスの支給決定は障がい児者の安心した暮らしをさせるために必要不可欠である。	【課題】障がい児者の課題を把握し適正なサービス支援につなげるための相談支援の充実。 【解決方法】相談支援従事者の質的向上等を図るために、相談支援に関する研修会や勉強会等の機会を拡げる等人材育成の支援への取り組み。複雑化・多様化するニーズに対応した適切な支援につなげるよう、保健、福祉、医療等の関係機関や町社会福祉協議会、町民生委員・児童委員連合会、地域の関係団体等との連携体制の強化	C	引き続き適正な福祉サービスの支給決定に取り組む	
				④障がい者(児)の療育及び教育、就労支援等の実施	障がい者(児)の特性に合わせた切れ目のない支援事業	◎	保健福祉課 学校教育課	・他分野との連携および相談支援体制の充実 ・障がいや障がい者(児)に対する理解を深めるための啓発活動、教育、交流機会の充実 ・「障がい者計画・障がい福祉計画」の策定 ・療育及び教育、就労支援等への取り組み(障がい者(児)の社会的自立、生きがいづくり)	障がい児、障がい者	◎	障がい児、障がい者が地域で安心した生活を過ごせるよう多(他)分野の方々と連携を図りながら各種障害福祉制度の充実に取り組んでいる。	A	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。	【課題】障がいに対する地域住民の正しい理解。障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の構築。きめ細かい支援が取り組めるよう多(他)分野や連携の強化。 【解決方法】障がいや障がい者への地域理解促進。多(他)分野の支援者による連携、相談支援体制充実を継続的に取り組む。	C	障がい児、障がい者が地域で安心した暮らしを支えるためには継続的に体制強化とサービスの充実を図る必要がある。
	①「高齢者保健福祉計画」の策定及び福祉サービスの充実			高齢化の進展を見据えた健康づくり、介護予防事業		◎	保健福祉課	・「高齢者保健福祉計画」の策定 ・認知症の予防と適時・適切な医療・介護等への体制の整備 ・居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実 ・町内在住の高齢者が要介護状態等になることの予防または要介護状態等の軽減及び防止を図る	高齢者等	○	・「高齢者保健福祉計画」は令和2年度に策定した。 ・認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備については認知症推進員を1人から2人に増員し、また介護予防については、運動指導士を配置し適宜、指導を行い、更に主任ケアマネ1人から2人に増員し体制整備を図った。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」のちやーがんじゅう教室は必要性が高いため令和2年度は1教室増。	A	本町は介護保険広域連合構成市町村の中で高齢化率は低い方だが、介護区分支給限度額に占める平均利用率は県平均より高い傾向となっている。いつまでも地域で元気に過ごしてもらえよう介護予防事業の更なる推進を図る必要がある。	【課題】 ・要介護状態になることを予防するため、生活習慣病重症化予防とフレイル予防の充実。 ・高齢者を地域で支える体制づくり。 【今後の取組】 ・保健事業と介護予防事業の一体的な取組により、効果的な介護予防事業を展開していく。 ・地域ケア会議(ケアマネ支援型)を通して、高齢者の介護予防、自立支援を図る。 ・地域ケア会議(福祉課題検討型)等にて地域の課題を検証し、地域の実態に合った事業を検討していく。 ・人との交流機会が少ないと、要介護リスクが高くなる結果が出ており、高齢者以外の若い世代にも介護予防や健康づくりの更なる啓発を図る。	B	高齢者の割合は令和7年度には後期高齢者が前期高齢者より多くなる推計結果となっている。前期高齢者の割合が多い今こそ、高齢者のみならず住民を巻き込み、介護予防事業をより充実させ、自立している高齢者が要支援・要介護状態にならず、いつまでも地域で元気に明るく過ごせるよう事業を推進する必要がある。
				高齢者地域支援体制整備・評価事業		保健福祉課	・65歳以上の虚弱な高齢者で介護保険給付サービス適用外のかたへ日常生活の便宜を図り、自立支援・介護予防を促進するため日常生活用具を給付・貸与を行う。	高齢者等	◎	独居高齢者や高齢者のみ世帯へ定期的に電話をかけた健康状態の確認や心のふれあいを図るふれあいコールサービスや外出支援サービス事業を町社協へ委託し実施することで、高齢者の住み慣れた地域での自立を支援している。	A	利用者のニーズもあり、独居高齢者や高齢者のみ世帯の見守りの観点からも必要性は高い。	コロナ禍での支援について調査・研究が必要と考える。	C	引き続き高齢者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう支援を実施する。	

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
2)高齢者を支える体制の強化とサービスの充実			高齢者医療対策費			国保年金課	・後期高齢者医療制度の被保険者は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の一定の障害を持つ方です。運営主体は沖縄県後期高齢者医療広域連合であり、運営費の財源として、医療費及び事務費負担金を各市町村が当該広域連合へ支払っています。 ・高齢者医療対策費事業の主な支出は沖縄県後期高齢者医療広域連合への負担金や後期高齢者医療特別会計への繰入金となります。	後期高齢者医療被保険者	○	本事業は負担金の支出や特別会計への繰入金など、制度の安定的な運営を目的としています。また令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの事業を行い、重症化予防や医療費抑制に努めています。	A	後期高齢者医療制度の安定的な運営のために本事業は必要であり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施では、重症化予防や医療費抑制、町民の健康増進に寄与しています。	介護事業担当部局とも連携し、町民の健康増進に向けて事業を進めていきます。	C	現状通り継続し、現在行っている事業の成果を見ながら今後の課題等を検討してまいります。	
							介護保険運営事業	南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し、運営されています。介護保険広域連合が、安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。	高齢者等	○	本町は沖縄県介護保険広域連合の構成団体となっており、広域連合と連携し、様々な介護予防事業等に取り組んでいる。	A	本町は介護保険広域連合構成団体の中で高齢化率は低い方だが、介護区分支給限度額に占める平均利用率は県平均より高い傾向となっている。いつまでも地域で元気に過ごしてもらえるよう介護予防の更なる推進を図る必要がある。	A	本町は介護保険広域連合構成団体の中で高齢化率は低い方だが、介護区分支給限度額に占める平均利用率は県平均より高い傾向となっている。いつまでも地域で元気に過ごしてもらえるよう介護予防の更なる推進を図る必要がある。	B
			◎2)地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの構築	◎	保健福祉課	・地域包括ケアシステムの構築(医療・介護・予防・住まい・生活支援) ・介護保険の健全運営+地域支援事業の実施	高齢者等	○	介護保険だけに頼らない「支える仕組み」をめざし、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業の推進を図っている。	A	団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目前に、地域包括ケアシステムを構築する必要がある。今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築は重要である。保健者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた作りあげていく必要がある。そのためには他課や社協及び地域との連携を図って進めていく。	A	団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目前に、地域包括ケアシステムを構築する必要がある。今後、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも地域包括ケアシステムの構築は重要である。保健者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた作りあげていく必要がある。そのためには他課や社協及び地域との連携を図って進めていく。	B	介護保険だけに頼らない支えるしくみをめざす。 【自助(■自分のことを自分でする) ■自らの健康管理(セルフケア) ■市場サービスの購入) 互助(■当事者団体による取組 ■高齢者によるボランティア・生きがい就労) 共助(■介護保険に代表される社会保険制度及びサービス) 公助(■ボランティア・住民組織の活動への公的支援 ■一般財源による高齢者福祉事業等 ■生活保護 ■人権擁護・虐待対策)
			◎3)認知症の支援体制の整備及び見守る地域づくりのための普及・啓発	◎4)高齢者の生きがいづくりや社会参加、老人クラブ等への支援	◎	保健福祉課	・「高齢者保健福祉計画」の策定 ・認知症の予防と適時・適切な医療・介護等への体制の整備 ・居場所づくりや老人クラブなど高齢者団体の支援 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」の充実 ・町内在住の高齢者が要介護状態等になることの予防または要介護状態等の軽減及び防止を図る	高齢者等	○	・「高齢者保健福祉計画」は令和2年度に策定した。 ・認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備については認知症推進員を1人から2人に増員し、また介護予防については、運動指導士を配置し適宜、指導を行い、更に主任ケアマネも1人から2人に増員し体制整備を図った。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」のちやがらんじゅう教室は必要性が高いため令和2年度は1教室増。	○	・「高齢者保健福祉計画」は令和2年度に策定した。 ・認知症の予防と医療・介護等への適切な体制の整備については認知症推進員を1人から2人に増員し、また介護予防については、運動指導士を配置し適宜、指導を行い、更に主任ケアマネも1人から2人に増員し体制整備を図った。 ・「介護予防・日常生活支援総合事業」のちやがらんじゅう教室は必要性が高いため令和2年度は1教室増。	A	本町は介護保険広域連合構成市町村の中で高齢化率は低い方だが、介護区分支給限度額に占める平均利用率は県平均より高い傾向となっている。いつまでも地域で元気に過ごしてもらえるよう介護予防の更なる推進を図る必要がある。	B	【課題】 ・要介護状態になることを予防するため、生活習慣病重症化予防とフレイル予防の充実。 ・高齢者を地域で支える体制づくり。 【今後の取組】 ・保健事業と介護予防事業の一体的な取組により、効果的な介護予防事業を展開していく。 ・地域ケア会議(ケアマネ支援型)を通して、高齢者の介護予防、自立支援を図る。 ・地域ケア会議(福祉課題検討型)等にて地域の課題を検証し、地域の実態に合った事業を検討していく。 ・人との交流機会が少ないと、要介護リスクが高くなる結果が出ており、高齢者以外の若い世代にも介護予防や健康づくりの更なる啓発を図る。
			◎5)介護予防・日常生活支援総合事業の充実				◎	保健福祉課	・高齢者の割合は令和7年度には後期高齢者が前期高齢者より多くなる推計結果となっている。前期高齢者の割合が多い今こそ、高齢者のみならず住民を巻き込み、介護予防事業をより充実させ、自立している高齢者が要支援・要介護状態にならず、いつまでも地域で元気に明るく過ごせるよう事業を推進する必要がある。							
◎1)農業基盤の強化	◎	産業振興課	・かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化 ・農地の保全・強化、土壌改良、遊休地や耕作放棄地の解消による農地流動化・利用集積				◎	産業振興課	・かんがい施設や生産施設等の農業基盤の強化 ・農地の保全・強化、土壌改良、遊休地や耕作放棄地の解消による農地流動化・利用集積	・地域の担い手となる農業者	△	農地中間管理機構の事業や農地利用意向調査により、農地集積をすすめ農業経営基盤強化を図りましたが実績については改善することができなかった。	A	今後の担い手の経営強化のために必要である。	C	今後も、農地状況を把握した上で農地集積を行い、農地中間管理機構と連携した農地集積を行い、更なる農業基盤の強化を図る。
◎1)就農者の経営規模の拡大、新規農業者への農地提供等による農地利用の最適化	◎2)安定した出荷・供給体制の充実及び販路拡大に向けた取り組みの支援	◎	産業振興課	・農地等の利用の最適化(意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供) ・安定した出荷・供給体制の充実、地産地消の推進、販路拡大に向けて市場調査やPR活動等の取り組みへの支援 ・担い手農家の確保・農業団体の活動の支援・無料職業紹介所の活用(農家と働きたい方のマッチング)	◎	産業振興課	・農地等の利用の最適化(意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供) ・安定した出荷・供給体制の充実、地産地消の推進、販路拡大に向けて市場調査やPR活動等の取り組みへの支援 ・担い手農家の確保・農業団体の活動の支援・無料職業紹介所の活用(農家と働きたい方のマッチング)	・地域の農業者	○	・認定農業者については、再認定を希望する農業者は減っているが、一定数の新規認定者があるため、実績については現状維持している状況である。	A	・JAと連携することにより担い手候補者の情報を共有し、安定した農業経営のため、新規認定農業者の増を図っていく。	C	・認定農業者制度だけでなく、次世代を担う農業者の新規就農認定制度についても啓発をはかり、将来的に認定農業者へステップアップできるように取り組んでいく。		

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)					
1. 南風原産品を創り伸ばす農業の振興	2) 農業経営の強化		③学校給食及び町民が南風原産品を入手できる地産地消の推進	食を通じた地場産業振興事業	◎	産業振興課 教育総務課	①学校給食における南風原産品の利用の推進、町民が手軽に入手しやすい環境整備 ②かぼちゃやストレリチア等のブランド力の強化及び南風原産品のブランド化(安定した生産体制や品質管理、PR活動等の取り組みの推進) ③優良品種等の導入や調査研究(消費者ニーズに対応した付加価値の高い農畜産物の生産) ④農畜産物等を活かした特産品開発の推進、南風原町の特性や独自性を活かした6次産業化に向けた取り組みの支援 ⑤農業・農地がもつ潤いのある景観の創出や自然環境の保全、教育・体験学習、観光・レクリエーション、農作業を通じた交流や健康増進などの機能を活かした取り組みの推進	南風原町特産農産品	○	①ヘチマ販売(イオンモールライカム、イオン南風原、サンエーつかざんセンター、くがに市場)を実施した。かぼちゃ販売(くがに市場、花と食のフェスティバル、南風原物産展)を実施した。スターフルーツの試食、販売(くがに市場、花と食のフェスティバル)を実施した。JAより南風原町かぼちゃを学校給食に提供した(R2) ②JAと連携し、安定した出荷・供給体制の充実のため、堆肥補助事業等の農業支援を行っている。 ③普及センター、JA等と連携して計画していくが、現状は未実施。 ④アグリチャレンジ普及推進事業:事業導入し6次産業に取り組んでいる農家のマンゴージュース等を「ふるさと博覧会」や「南風原物産展」、「花と食のフェスティバル」にて紹介と販売した。「ふるさと納税」の「返礼品」として出品した。また、スターフルーツの6次産業化について農家に考えてもらうためのアグリチャレンジ講座を普及センター協力により実施した。 ⑤ひまわり畑:宮平、津嘉山、山川で実施した。(H30年まで) ⑥イモほり、野菜植え付け体験:宮平保育所、津嘉山幼稚園で実施した。 ⑦学校給食に安全安心な地元産の食材を活用した。給食時間の校内放送で使用食材の紹介し、給食日より使用食材及び産地を表示し配布した。また、JAに対し地域農産物を多く供給してもらうよう要望した。	A	①地域産業の振興につながる ②農産物のブランド化で売上を伸ばすことによる、農業経営の強化ができる。 ③優良品種の導入により、農業経営の強化ができる。 ④農畜の生産から加工、販売まで6次産業化に取り組む担い手や産地を支援し、農家所得の向上を図ることはもとより、農業と観光産業等のマッチングなどを通して地域農産物の高付加価値化や新たな販路開拓を実現する起業者の育成を図ることができる ⑤農業や農地への理解を深めることができる ⑥学校給食に地域農産物の食材を取り入れることで食育に繋がっている。	【課題】 ①②地元の農産物の知名度をあげるには継続的な周知活動が必要。 ③優良品種について現実的に導入ができるか調査が必要。 ④ふるさと納税返礼品として継続していくためには、安定した原材料の確保が必要。 ⑤ひまわり畑は、農家や関係機関の理解と協力が必須。食育は継続的に実施することが必要。 【今後の取組】 ①今後も商業施設などでヘチマ、スターフルーツ、かぼちゃを継続的に紹介していく。スターフルーツについては、販路先ももとより、農業と観光産業等とのマッチングなどを通して地域農産物の高付加価値化や新たな販路開拓を実現する起業者の育成を図ることができる ②③関係機関と連携し、実現できる計画を行う。 ④農家や関係機関と連携して安定した原材料の確保に努める。 ⑤ひまわり畑は、関係機関へ協力依頼する。食育は、教育や保育の現場と連携し実施していく。	C	①新型コロナウイルス感染症の影響もあり、販売促進活動を拡大して実施することはできない。 ②③実現にむけて現状の動向を調査する。 ④原材料の確保が安定していないため ⑤新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光や食育を拡大して実施することはできない。 ⑥今後も地域農産物を活用した献立を継続して実施していく。			
			④かぼちゃやストレリチア等の南風原産品のブランド力の強化				認定農業者育成支援事業	◎	産業振興課	・農地等の利用の最適化(意欲の高い就農者の経営規模の拡大や新たに農業に従事する方への農地提供) ・安定した出荷・供給体制の充実、地産地消の推進、販路拡大に向けて市場調査やPR活動等の取り組みへの支援 ・担い手農家の確保 ・農業団体の活動の支援 ・無料職業紹介所の活用(農家と働きたい方のマッチング)	・地域の農業者	○	・認定農業者については、再認定を希望する農業者は減っているが、一定数の新規認定者がいるため、実績については現状維持している状況である。	A	・JAと連携することにより担い手候補者の情報を共有し、安定した農業経営のため、新規認定農業者の増を図っていく。	・農業者の経営安定のために栽培技術の向上、新たな農地の確保、経営資金の活用等について農業委員会、JA、普及センター等の各関係機関との連携により支援を行う。	C	・認定農業者制度だけでなく、次世代を担う農業者の新規就農認定制度についても啓発をはかり、将来的に認定農業者へステップアップできるように取り組んでいく。
			⑤付加価値の高い農畜産物の生産及び優良品種等の調査研究							自家生産物や地域農産物を活用し、加工や販売など農業の6次産業化に取り組む農業者	○	・アグリチャレンジ普及推進事業:事業導入し6次産業に取り組んでいる農家のマンゴージュース等を「ふるさと博覧会」や「南風原物産展」、「花と食のフェスティバル」にて紹介と販売した。「ふるさと納税」の「返礼品」として出品した。また、ヘナ及び台湾駒繫ぎ(インディゴ)を天然髪染剤に加工し商品化した。 ・アグリチャレンジ講座:スターフルーツの6次産業化について農家に考えてもらうため普及センター協力により実施した。 ・小中学校の授業で農業従事者の講話や、町の農業施策等を紹介した。	A	農業の生産から加工、販売まで6次産業化に取り組む担い手や産地を支援し、農家所得の向上を図ることはもとより、農業と観光産業等のマッチングなどを通して地域農産物の高付加価値化や新たな販路開拓を実現する起業者の育成を図ることができる	【課題】 ・ふるさと納税返礼品として継続していくためには、安定した原材料の確保が必要。 ・農畜の生産から加工、販売まで6次産業化に取り組む担い手や産地を支援し、農家所得の増加に向け植栽面積の拡大等が必要。 【今後の取組】 ・農家や関係機関と連携して植栽面積の拡大(ヘナ等)や安定した原材料の確保に努める。	C	・原材料の確保が安定していないため今後も支援が必要。 ・農業の授業をすることで、児童生徒の農業に対する理解が深まっている。	

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
		4) 他産業との連携による6次産業化の推進	②農業・農地を活かした自然環境保全、教育・体験学習、観光・レクリエーション等の取組推進	食を通じた地場産業振興事業	◎	産業振興課 教育総務課	①学校給食における南風原産品の利用の推進、町民が手軽に入手しやすい環境整備 ②農畜産物等を活かした特産品開発の推進、南風原町の特性や独自性を活かした6次産業化に向けた取り組みの支援 ③農業・農地がもつ潤いのある景観の創出や自然環境の保全、教育・体験学習、観光・レクリエーション、農作業を通じた交流や健康増進などの機能を活かした取り組みの推進	南風原町特産農産品	○	①ヘチマ販売(イオンモールライカム、イオン南風原、サンエーつかざんセンター、くがに市場)を実施した。かぼちゃ販売(くがに市場、花と食のフェスティバル、南風原物産展)を実施した。スターフルーツの試食、販売(くがに市場、花と食のフェスティバル)を実施した。JAより南風原町産かぼちゃを学校給食に提供した(R2) ②アグリチャレンジ普及推進事業:事業導入し6次産業に取り組んでいる農家のマンゴージュース等を「ふるさと博覧会」や「南風原物産展」、「花と食のフェスティバル」にて紹介と販売した。「ふるさと納税」の「返礼品」として出品した。また、スターフルーツの6次産業化について農家に考えてもらうためのアグリチャレンジ講座を普及センター協力により実施した。 ③ひまわり畑:宮平、津嘉山、山川で実施した。(H30年まで) ④学校給食に安全安心な地元産の食材を活用した。給食時間の校内放送で使用食材の紹介し、給食だよりで使用食材及び産地を表示し配布した。また、JAに対し地域農産物を多く供給してもらうよう要望した。	A	①地域産業の振興につながる ②農業の生産から加工、販売まで6次産業化に取り組む担い手や産地を支援し、農家所得の向上を図ることはもとより、農業と観光産産等のマッチングなどを通して地域農産物の高付加価値化や新たな販路開拓を実現する起業者の育成を図ることができる ③農業や農地への理解を深めることができる ④学校給食に地域農産物の食材を取り入れることで食育に繋がっている。	【課題】 ①地元の農産物の知名度をあげるには継続的な周知活動が必要。 ②ふるさと納税返礼品として継続していくためには、安定した原材料の確保が必要。 ③ひまわり畑は、農家や関係機関の理解と協力が必須。食育は継続的に実施することが必要。 【今後の取組】 ①今後も商業施設などでヘチマ、スターフルーツ、かぼちゃを継続的に紹介していく。スターフルーツについては、販路先として県外ファーマーズや市場からの需要があることから、定時、定量、定品質を旨とし、JAと普及センターの協力しながら営業指導に努めている。 ②農家や関係機関と連携して安定した原材料の確保に努める。 ③ひまわり畑は、関係機関へ協力依頼する。食育は、教育や保育の現場と連携し実施していく。	C	①新型コロナウイルス感染症の影響もあり、販売促進活動を拡大して実施することはできない。 ②原材料の確保が安定していないため ③新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光や食育を拡大して実施することはできない。 ④今後も地域農産物を活用した献立を継続して実施していく。
		1) 商業、製造業等の既存産業の振興	①産業の現状や事務所の支援ニーズの把握、実情に即した効果的な産業振興 ②産学官民が協力した高度化技術の導入・開発支援 ③町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転支援 ④工場の発注、物品及び役務の調達等の町内事業所への発注機会の増大	中小企業・小規模企業振興推進事業	◎	産業振興課	・産業の現状や事務所の支援ニーズの把握、実情に即した効果的な産業振興 ・産学官民が協力した高度化技術の導入・開発に向けた支援 ・町内での移転立地に向けた支援(町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転) ・工場の発注、物品及び役務の調達等の町内事業所への発注機会の増大 ・医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援 ・印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援	町内事業者	○	南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例を策定し、中小企業・小規模企業振興協議会で町内事業者からの意見聴取を行い、中小企業・小規模企業振興審議会にて税制優遇措置等の条例を制定することができた。	A	現行の施策に対し、町内事業者等との意見交換により効果的な施策へと反映されるため	【課題】 ・事業者の意見聴取の場である協議会においては令和元年度に発足したが、意見聴取には数年を要するため施策に反映するに至っていない。 【今後の取組】 ・中小企業・小規模企業振興協議会を引き続き開催し、意見聴取及びその取りまとめを行い、中小企業・小規模企業振興審議会で審議する。その結果を今後の町内企業の振興への施策へ反映していく。	C	引き続き地域経済発展、町民生活の向上のため事業を継続し、町内事業者その他関係者の意見を吸い上げ施策に反映していく。
		2) 集積している産業を活かした新たな展開	①医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援 ②印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援	中小企業・小規模企業振興推進事業	◎	産業振興課	・産業の現状や事務所の支援ニーズの把握、実情に即した効果的な産業振興 ・産学官民が協力した高度化技術の導入・開発に向けた支援 ・町内での移転立地に向けた支援(町内に立地している事業所の業務拡大等に伴う移転) ・工場の発注、物品及び役務の調達等の町内事業所への発注機会の増大 ・医療・健康関連産業の連携やスポーツコンベンション等による新たなビジネス化の支援 ・印刷関連産業や情報関連産業の技術を活かした新たな展開の支援	町内事業者	○	南風原町中小企業・小規模企業振興基本条例を策定し、中小企業・小規模企業振興協議会で町内事業者からの意見聴取を行い、中小企業・小規模企業振興審議会にて税制優遇措置等の条例を制定することができた。	A	現行の施策に対し、町内事業者等との意見交換により効果的な施策へと反映されるため	【課題】 ・事業者の意見聴取の場である協議会においては令和元年度に発足したが、意見聴取には数年を要するため施策に反映するに至っていない。 【今後の取組】 ・中小企業・小規模企業振興協議会を引き続き開催し、意見聴取及びその取りまとめを行い、中小企業・小規模企業振興審議会で審議する。その結果を今後の町内企業の振興への施策へ反映していく。	C	引き続き地域経済発展、町民生活の向上のため事業を継続し、町内事業者その他関係者の意見を吸い上げ施策に反映していく。
	2. 販わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	3) 企業の相談・支援、雇用促進	①商工会と連携した相談事業、各種制度資金の活用等による企業支援 ②無料職業紹介所の周知による雇用機会の提供	企業(起業含む)相談・支援体制 雇用・就労支援事業	◎	産業振興課	・企業経営の安定化に向けた支援(商工会と連携した企業の経営改善に向けた相談及び指導、各種制度資金の活用等) ・企業支援(商工会と連携して相談・制度活用に関する情報提供の推進) ・商工会は、地域の商工業の振興と住みよいまちづくりのため、町内の商工業者によって組織された総合的経済団体です。指導団体として、その地域内にあるすべての商工業者について、公正な立場から地域商工業の総合的な改善や発展を図り、社会一般の福祉の増進のため、金融相談や経営相談などを行っています。 ・無料職業紹介所(町内企業及び町民等への周知、雇用機会の提供及び企業支援)の運営	町内在住の創業予定者、創業者 町民・町内企業	△ ○	商工会と連携し、新規起業や異業種参入を計画している方へ相談指導などの支援を行った。 ・南風原町雇用サポートセンターを運営し、町内外の企業と町内の求職者へ情報提供を行い、雇用の促進を図った。	A B	町内で事業を行う予定の事業者の創業支援を行うことで、地域経済の発展、町民の生活力の向上につながり必要性が高い。また、女性の創業支援に特化した関係機関とも連携していることで、女性の創業しやすい環境づくりを行っている。 【課題】 求人・求職者の登録を増やすための方法検討 【今後の取組】 より多くの求人情報を登録する為に、商工会と連携したPR活動。	B	各関係機関との連携を強化して今後も創業者の支援を継続していく。 企業側からの求人登録を増やし、求職内容に合う求人案件を増やしていく。	

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状 通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
まちづくり目標4:工夫と連携で産業が躍動するまち(産業・雇用)	4)企業進出の環境整備	①企業を誘致する環境整備の方策の検討	戦略的企業誘致整備促進事業	◎	産業振興課	まちづくり振興課	・企業経営の安定化に向けた支援(商工会と連携した企業の経営改善に向けた相談及び指導、各種制度資金の活用等) ・企業支援(商工会と連携して相談・制度活用に関する情報提供の推進) ・商工会は、地域の商工業の振興と住みよいまちづくりのため、町内の商工業者によって組織された総合的経済団体です。指導団体として、その地域内にあるすべての商工業者について、公正な立場から地域商工業の総合的な改善や発展を図り、社会一般の福祉の増進のため、金融相談や経営相談などを行っています。	町内在住の創業予定者、創業者	△	商工会と連携し、新規起業や異業種参入を計画している方へ相談指導などの支援を行った。	A	町内で事業を行う予定の事業者の創業支援を行うことで、地域経済の発展、町民の生活力の向上につながり必要性が高い。また、女性の創業支援に特化した関係機関とも連携していることで、女性の創業しやすい環境づくりを行っている。	B	各関係機関との連携を強化して今後も創業者の支援を継続していく。		
							・環境整備の方策の検討(戦略的に誘致すべき企業のあり方や進出希望企業に対する産業用地の確保等)	中小企業・小規模企業	△	・関係課とともに神里地区などへ立地を希望している企業と詳細な打ち合わせを行った。 ・町外より町内へ企業立地を検討されている企業に対し、適地調査等を行った。	A	企業誘致や既存企業の事業拡大により、地域経済の発展、町民の生活力の向上につながり必要性が高い。	B	【課題】 ・都市計画法の制度上、企業誘致には計画的な土地の面整備が求められており、町としてどのような事業が導入できるか財政面も含め町全体で取り組まなければならない。 ・高速道路インターチェンジ周辺の土地利用が殆ど手つかずで、企業を誘致できていない。 【今後の取組】 ・土地利用構想図および都市マスタープランに基づき、高速道路のインターチェンジ周辺を中心に関係課と連携し企業誘致を行う。 ・集積している医療関連産業や印刷関連産業、情報関連産業をさらに発展させるよう、企業誘致や既存企業の事業拡大に貢献する施策を講じる。	B	・事業を継続し、国・県・他市町村と意見交換を行い、今後も企業誘致しやすい環境整備に向けた法の規制緩和等協議調整を進めていく。
	1)観光振興計画の着実な推進と体制の強化	①観光振興に係る推進体制の強化	観光推進体制の強化事業	◎	産業振興課	◎	産業振興課	・観光振興に係る推進体制の強化、新たな魅力づくり、滞在型観光を目指した環境整備 ・観光資源の情報提供、観光資源について知って・体験できる機会の創出、町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティー意識の醸成 ・各種観光関連団体等との連携の強化、観光プログラムの設定など広域的な施策の展開 ・観光振興を進める上で、必要な団体に補助を行い、南風原町の観光を定着させていきます。観光協会へ委託をする宇散策をするしまじまガイド事業、陸軍病院壕公開活用事業で、滞在型観光を目指します。	観光客	△	民泊家庭に対し、講習会などの取組を行うほか、観光客を本町へ誘導するため南風原町が輩出した人材の功績や経歴、所有品の展示棟のイベントや地域ガイドを活用したまち歩きツアー等に取り組んでいるが、住宅宿泊事業法(民泊新法)により届出申請が必要となり、その煩雑さから民泊を廃業する事業者が出たため民泊登録数が減少となった。	B	実績数が少ない。	民泊希望の事業者に対し届出申請等のサポートを観光協会等にて行う。	C	現在観光協会による自主事業として取込を行っている。今後も観光協会に本事業の継続を行ってもらう。
								・観光ガイドをはじめとする観光に携わる人材の育成	観光ガイド	△	しまじまガイド事業において、講習会などでガイド育成やまちまいーを実施し、地元の方もガイドとして参加し、地元の情報を共有することで、観光客の満足度向上に努めた。なお、R2年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響によりガイド育成事業を一部中止した。	B	地域住民との交流が進んでいない。	今後もガイドを活用し、観光客と地域住民との交流を図る。	C	少しずつガイド数が増えてきている。
								・観光振興に係る推進体制の強化、新たな魅力づくり、滞在型観光を目指した環境整備 ・観光資源の情報提供、観光資源について知って・体験できる機会の創出、町民も一体となった観光振興に向けたホスピタリティー意識の醸成 ・各種観光関連団体等との連携の強化、観光プログラムの設定など広域的な施策の展開 ・観光振興を進める上で、必要な団体に補助を行い、南風原町の観光を定着させていきます。観光協会へ委託をする宇散策をするしまじまガイド事業、陸軍病院壕公開活用事業で、滞在型観光を目指します。	観光客	△	民泊家庭に対し、講習会などの取組を行うほか、観光客を本町へ誘導するため南風原町が輩出した人材の功績や経歴、所有品の展示棟のイベントや地域ガイドを活用したまち歩きツアー等に取り組んでいるが、住宅宿泊事業法(民泊新法)により届出申請が必要となり、その煩雑さから民泊を廃業する事業者が出たため民泊登録数が減少となった。	B	実績数が少ない。	民泊希望の事業者に対し届出申請等のサポートを観光協会等にて行う。	C	現在観光協会による自主事業として取込を行っている。今後も観光協会に本事業の継続を行ってもらう。
								・沖縄観光コンベンションビューローをはじめとする観光関連団体と連携した広域的な観光プログラムの設定	観光客	△	民泊家庭に対し、講習会などの取組を行うほか、観光客を本町へ誘導するため南風原町が輩出した人材の功績や経歴、所有品の展示棟のイベントや地域ガイドを活用したまち歩きツアー等に取り組んでいるが、住宅宿泊事業法(民泊新法)により届出申請が必要となり、その煩雑さから民泊を廃業する事業者が出たため民泊登録数が減少となった。	B	実績数が少ない。	民泊希望の事業者に対し届出申請等のサポートを観光協会等にて行う。	C	現在観光協会による自主事業として取込を行っている。今後も観光協会に本事業の継続を行ってもらう。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)				
3. 地域の連携で創る観光の振興	2) 新たな観光資源の整備・活用		①風景、モノ、人、集落景観など新たな観光資源の発掘・整備・活用 ②スポーツ施設、医療機関、農産物といった本町の特徴ある資源の観光への活用 ③新たな観光資源の発掘	魅力的な観光プログラム充実事業	◎	産業振興課	・新たな観光資源の発掘・整備・活用への取り組みの推進 ・南風原町の特徴ある資源の観光への活用の推進 ・町内の史跡等や優れた景勝地等の活用 ・地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用の推進、観光プログラムの設定、町全体の魅力向上(緑地や集落景観の形成などのまちづくり活動) ・本島に所縁のある偉人を活かしたイベントや観光施設の推進	観光客	△	まち歩きツアー等の各種観光ツアーを開催し観光プログラムの充実に取り組んでいるが、R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光ツアーを4回しか開催できず、また参加者も少なかった。	B	まだまだ町民の参加者が少ない。	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を実施していく。	C	現状の内容で事業を進めつつ、ツアーの回数を増やしていく。		
				ヒーローのまちづくり事業	◎	産業振興課	・全国的ヒーローである「ウルトラマン」の生みの親である金城哲夫さんは南風原町出身です。町の観光振興、地域活性化に、金城哲夫さんになんだまちづくりを行います。南風原町民主体に誘致活動を行い、金城哲夫さんのフォーラムやウルトラマン映画上映、脚本賞、舞台化を定期的に行い、地元客及び観光客を南風原町へ誘導し、活性化を図ることを目的としています。	町内外の観光客	○	金城哲夫生誕地事業として、「金城哲夫ウェブ資料館」を公開した。また、「飛び安里風上げ大会」、「金城哲夫展」は新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施し、「脚本賞受賞作品の舞台化」は新型コロナウイルス感染症対策を行い、来場者を制限した上で、YouTubeにてライブ配信を行った。	B	イベント実施が少なかった。	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じる。	C	現状の内容で事業を進めつつ、イベントの回数を増やしていく。		
	3) 既存資源の活用・魅力向上の推進		①史跡や優れた景勝地等の活用 ②平和学習をはじめ、かすりの里、綱曳き等の地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用 ③個々の観光資源をつなぐ観光プログラムの設定 ④本町に所縁のある偉人を活かした観光施策の推進	魅力的な観光プログラム充実事業	◎	産業振興課	・新たな観光資源の発掘・整備・活用への取り組みの推進 ・南風原町の特徴ある資源の観光への活用の推進 ・町内の史跡等や優れた景勝地等の活用 ・地域の歴史・文化・芸能などの観光資源の活用の推進、観光プログラムの設定、町全体の魅力向上(緑地や集落景観の形成などのまちづくり活動) ・本島に所縁のある偉人を活かしたイベントや観光施設の推進	観光客	△	まち歩きツアー等の各種観光ツアーを開催し観光プログラムの充実に取り組んでいるが、R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により観光ツアーを4回しか開催できず、また参加者も少なかった。	B	まだまだ町民の参加者が少ない。	新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながら事業を実施していく。	C	現状の内容で事業を進めつつ、ツアーの回数を増やしていく。		
				観光情報発信強化事業	◎	産業振興課	・観光に関する情報の充実化、多様な媒体での広報 ・PR活動の推進 ・南風原町のイメージキャラクターと伝統工芸の琉球餅を観光PRツールとして有効活用し、各種イベントやメディアへのPRを始め、観光施設・町民交流スポットなど、町内外においてPR活動し南風原町の観光振興につなげる。	町民、観光客	○	町の情報を県内外へ発信できる観光サイトの強化を行った。また、はえるんやイメージキャラクターによる観光PR活動を実施した。R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント自粛等もあり目標を達成出来なかったが、町内外の各種イベントに参加した。	A	町内において町公式キャラクターは知名度が低いため、SNSの活用や町外のイベントにも積極的に参加する。	B	町内だけでなく町外、県外でも知名度が上がれば町のPRになる。			
	4) 観光情報発信の充実		①観光情報の充実化及び多様な媒体での広報 ②各種イベントの開催によるPR活動	観光情報発信強化事業	◎	産業振興課	・観光に関する情報の充実化、多様な媒体での広報 ・PR活動の推進 ・南風原町のイメージキャラクターと伝統工芸の琉球餅を観光PRツールとして有効活用し、各種イベントやメディアへのPRを始め、観光施設・町民交流スポットなど、町内外においてPR活動し南風原町の観光振興につなげる。	町民、観光客	○	町の情報を県内外へ発信できる観光サイトの強化を行った。また、はえるんやイメージキャラクターによる観光PR活動を実施した。R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりイベント自粛等もあり目標を達成出来なかったが、町内外の各種イベントに参加した。	A	町内において町公式キャラクターは知名度が低いため、SNSの活用や町外のイベントにも積極的に参加する。	B	町内だけでなく町外、県外でも知名度が上がれば町のPRになる。			
				ふるさと博覧会補助事業	◎	産業振興課	・町民が誇れる重要なイベントとして位置づけ、本町産業を一盤に集め、展示、販売をし、さらに芸能や文化を広く内外にアピールする。	町民	△	隔年開催を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で1年延期した。	A	ふるさと博覧会を行う事で町産品の展示販売や芸能や文化の町内外にアピールし、また町民各層が幅広くふれあうことにより「ふるさとはいばる」のまちづくりにつなげることができる。	C	予算に限られるため新たな収入の確保が課題のため、安定的な収入が確保できる方法を模索していく。	C	新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなくなり次第通常開催を行う。	
	4. 歴史と伝統を誇る工	1) 経営環境の改善への支援		①伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援 ②琉球餅・南風原花織のブランド維持及び販路開拓支援 ③町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくり ④琉球餅事業協同組合等と連携した町民、県内外・海外への情報発信	(仮称) 伝統工芸産業振興計画の策定	◎	産業振興課	・伝統工芸産業の自立に向けた総合的な支援 ・町民が伝統工芸に親しむことができる環境づくり ・町民・県内外・海外への情報発信(琉球餅事業協同組合及び観光協会、役場等のホームページやその他の媒体を活用して掲載情報の充実化)	工芸産業	○	上記法令に基づく振興計画の指定及び実施を併組合と連携して行った。	A	自立した安定的な伝統工芸事業実施の為、総合的な振興を図っていくことが必要となっている	【課題】各品目において認知度の向上を図っていく 【今後の取組】イベントへの参加や効果的なPR方法の検討を行っていく。	C	今後も併組合と連携して事業を実施していく	
					商品開発及び販路開拓事業	◎	産業振興課	・ブランドの維持、消費者のニーズに対応した需要の高い商品開発及び販路開拓に向けた取り組みの支援 ・多様なプログラムづくり(琉球餅や南風原花織を対象とした潜在型組織体験や民泊を活用した他の体験学習等の連携等) ・伝統工芸産業の活性化(観光関連産業をはじめ、異業種、他産業との連携) ・琉球かすりの女王によるかすりのPR活動を行います。 ・琉球餅事業協同組合の組合運営に必要な補助・貸付を行っています。	伝統産業	◎	「琉球餅・南風原花織振興事業費補助金」及び「琉球餅事業協同組合貸付金」を実施することにより、併組合の円滑な事業運営を支援することができた。「かすりの女王」を各イベントに派遣することにより、町特産品のPRをはかった。	A	今後も、販路開拓等の各事業への調査や各イベントの開催等により、伝統工芸の振興を図っていく。	C	着尺、帯以外の商品の販路開拓の方策を検討していく。		

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
	伝統工芸産業の振興	2)後継者育成支援	①各工程における後継者の育成及びコーディネーターの育成 ②体験・学習機会の提供による多様な人材育成及び確保	担い手育成事業	◎	産業振興課	・伝統工芸産業の将来を見据えた長期的な視点での後継者育成の支援(「デザイン・くくり」「染色」「製織」などの各工程における後継者の育成、すべての工程に精通したコーディネーターの育成) ・多様な人材育成及び確保(伝統工芸産業に興味のある方に対する体験・学習機会の提供)	伝統工芸担い手	◎	・新規担い手を対象に、総合的知識から技術・技法の習得を目的とする研修事業を行った。 ・平成30年度から2年間にわたり、内閣府の「沖縄型産業中核人材育成事業」を併組合が受託し、組合員が高度な技術習得やマーケティング等の研修を行った。	A	【課題】 事業修了後、各工房での就業に繋げるが収入の不安定等から離職率が高い状況がある。 【今後の取組】 生産額・生産高向上を図る為、販路開拓が必要拡大の方法を検討していく。	C	今後も継続して事業を実施する。
		3)観光関連産業等との連携による展開	①滞在型縫織り体験等による体験学習との連携 ②多様なPR活動 ③異業種、他産地との連携による伝統工芸産業の活性化	商品開発及び販路開拓事業	◎	産業振興課	・ブランドの維持、消費者のニーズに対応した需要の高い商品開発及び販路開拓に向けた取り組みの支援 ・多様なプログラムづくり(琉球絨や南風原花織を対象とした滞在型縫織り体験や民泊を活用した他の体験学習等の連携等) ・伝統工芸産業の活性化(観光関連産業をはじめ、異業種、他産地との連携) ・琉球かすりの女王によるかすりのPR活動を行います。 ・琉球絨事業協同組合の組合運営に必要な補助・貸付を行っています。	伝統産業	◎	・琉球絨・南風原花織協同組合貸付金」を実施することにより、併組合の円滑な事業運営を支援することができた。 「かすりの女王」を各イベントに派遣することにより、町特産品のPRをはかった。	A	ふるさと納税や地域ブランド事業を活用した宣伝・販売方法等、各事業との連携を図っていく。	C	着尺、帯以外の商品の販路開拓の方策を検討していく。
1.安全・安心に暮らせるまちづくり		1)防災体制の強化と推進	①南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策の推進	「南風原町地域防災計画」見直し事業		総務課	・南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策を推進し、適時、社会状況を踏まえた見直し	南風原町地域防災計画	○	平成28年度に災害対策基本法の改正に伴う修正及び避難所の追加等を行った。	A	法律改正等の際に、取り急ぎ見直しを行う必要がある。	C	法律改正や社会状況が大きく変化する際は、適宜計画の見直しを行っていく。
			②自主防災組織の設立推進	自主防災組織と地域防災リーダー育成事業	◎	総務課	・自主防災組織の設立(防災意識の向上を継続的・実践的に推進)	町民など	○	講習会や訓練などを通して自主防災組織の重要性について周知を図り、現在4団体が設立している。設立した組織では、独自に訓練を行うなど、地域防災力の強化に繋がっている。	A	各自治会において、防災意識の向上のため、引き続き情報発信していく必要がある。	B	講習会などを通じた組織の周知に関して、引き続き継続していく。また、組織の活動においても、訓練などを通して連携していく。
			③災害時要援護者の対応など災害時に速やかに対応できる環境づくり	災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくり推進事業	◎	総務課 保健福祉課	・南風原町地域防災計画に基づく総合的・体系的な防災施策の推進、適時社会状況を踏まえた見直し ・自主防災組織の設立(防災意識の向上を継続的・実践的に推進) ・災害時に速やかに対応できる環境づくり(平時より点検・調査研究を進め、行政と町民の役割分担や支援する側の潜在的な人的資源の活用等)	高齢者や障がい者等の避難行動要支援者	○	・災害時要援護者の支援として、「共助」の強化の視点から自主防災組織の設立を推進しており、令和2年度までに4団体の自主防災組織が結成された。 ・平成29年度に「南風原町災害時要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、医療的ケアが必要な障がい児の個別支援計画を作成した。(6件) ・平成30年度に福祉避難所の確保を目的とした協定を沖縄第一病院と町内認可保育所14園と締結した。 ・令和2年度より高齢者の避難行動要支援者個別支援プラン作成に着手した。	A	【課題】 ・災害時要支援者名簿の更新が必要。 ・災害時要支援者個別支援計画の作成を継続実施。 ・高齢者、障がい者の福祉避難所の確保。 【今後の取組】 ・災害時要支援者名簿の更新と災害時要支援者個別支援計画の作成を進める。 ・高齢者や障がい者の施設と福祉避難所の協定を締結する。 ・要支援者への災害時の情報伝達手段についても検討していく。	B	近年、大規模地震や台風による風水被害などにより全国各地に甚大な被害をもたらしている。このような災害では高齢者や障がい者等避難行動要支援者の被災が多くみられることから、迅速に避難できるための支援体制を整える必要がある。そのうえで、災害時における「自助」「共助」「公助」が一体となった協働で避難支援体制を構築する必要がある。
			④ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究	安全・安心な地域環境づくり推進事業	◎	総務課	・ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究、関連施策と連携 ・日常的な公園利用や散策ルートが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくり	町民	○	災害用備蓄品の整備により、被災時の食料確保や避難所運営に必要な資機材を確保した。また、マップの整備及び配布、出前講座の実施、防災訓練を通して、危険箇所の周知や防災啓発を行った。	A	地震などの災害においては、予測ができず日頃からの備えが大切となる。そのため、今後も町民のニーズが高いと想定する。	B	災害用備蓄食料の賞味期限管理及び活用法について再検討し、防災啓発活動に繋げられるよう進めていく必要がある。
2)地域と協働した防犯・安全体制の確立と推進	①防犯灯や交通安全施設の設置など地域における安全・安心な環境基盤づくりの推進 ②各自治会や各種団体と連携した防犯・安全体制の確立	安全・安心な地域環境づくり推進事業	◎	総務課	・防犯灯や交通安全施設の設置、地域における安全・安心な環境づくり ・マンパワーの確保と育成(各自治会や各種団体との継続的な連携)	町民	○	毎月第3金曜日に各種防犯団体及び個人の方と、夜間パトロールを実施している。また防犯活動を行っている団体に対し、負担金を支出し活動を支援することで、町内の防犯向上に繋がっている。また防災においては、備蓄品やマップの整備、防災啓発として出前講座を実施した。交通安全においては、危険箇所の改善要請を警察に行った。	A	危険箇所の改善及び周知において、関係機関と連携し実施していく必要がある。	B	防犯・防災・交通安全において、危険箇所の改善及び周知を進めていく。		
3)減災のまちづくりへの取り組み	①ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究 ②災害・非常時に有効に機能するまちづくり	安全・安心な地域環境づくり推進事業	◎	総務課	・ハードとソフト両面の視点によるまちづくりの調査・研究、関連施策と連携 ・日常的な公園利用や散策ルートが、災害時の避難場所や避難ルートになるような災害・非常時に有効に機能するまちづくり	町民	○	災害用備蓄品の整備により、被災時の食料確保や避難所運営に必要な資機材を確保した。また、マップの整備及び配布、出前講座の実施、防災訓練を通して、危険箇所の周知や防災啓発を行った。	A	地震などの災害においては、予測ができず日頃からの備えが大切となる。そのため、今後も町民のニーズが高いと想定する。	B	災害用備蓄食料の賞味期限管理及び活用法について再検討し、防災啓発活動に繋げられるよう進めていく必要がある。		
				消防力の整備強化		総務課	・南風原町・与那原町・西原町の3町で構成する東部消防組合へお金を出し合い運営、町民の生命、財産を災害(火災や交通事故)から守る活動をしています。	東部消防組合	◎	東部消防組合に負担金を支出し、消防力の整備・強化を行った。	A	今後の負担金支出に関しても引き続き、町民の生命・財産を守る活動を行っており、その負担金支出に関しては今後もニーズが高いと想定する。	C	本町を含む3町構成団体にて、今後も引き続き負担金を支出していく。
			①民有地の丘陵緑地の保全策の検討	都市計画マスタープランの見直し	◎	まちづくり振興課	都市計画マスタープランの見直し ・民有地の丘陵緑地の災害・景観等の面から保全地区の指定を含め細やかな保全策のあり方の検討 ・協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化 ・地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくり	行政、町民	◎	今年度、南風原町都市計画マスタープランを策定する見込みとなっている。	A	現状と課題を整理し、住民アンケート調査、各地域でのワークショップを開催した上で、課題解決に向けた各分野毎で目指すまちづくり、方針を定める事が出来た。	C	都市計画マスタープランの方針をもとに、具体的に取り組んでいく。

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状 通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)	
		1) 緑地の保全	② 荒地及び丘陵地の緑化	水と緑のネットワークの推進	◎	まちづくり振興課	・小規模公園・広場の整備の検討 ・新たな公園・広場の整備や維持管理は、町民との協働による取り組みの推進 ・ため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方についての検討 ・河川環境改善、水質浄化の取り組み ・水辺空間の保全・活用(自然観察や虫、どんぼ等の生育環境の回復への取り組み) ・親水護岸や広場、河川沿いの緑地の整備、ストックの利活用について評価・分析(街路樹が整備された幹線道路ややすりロード等) ・評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤のネットワーク化、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくり、利活用に向けて町民との情報共有 ・緑化推進のための助成制度の発展的な利活用	0	0	0	0	0		0
		2) 公園・広場の整備	① 小規模公園・広場の整備検討	水と緑のネットワークの推進	◎	都市整備課 まちづくり振興課	・小規模公園・広場の整備の検討 ・新たな公園・広場の整備や維持管理は、町民との協働による取り組みの推進	町民など	×	小規模公園である街区公園は区画整理区域内に4箇所あるが、区画整理の事業がまだ完了していないことから、公園整備の実施時期が未定の為、取り組みは行えていない。	A	子育て環境の確保や健康的な生活に必要な活動を楽しめる空間として、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	南風原町都市公園条例に記載されている「町内の区域内に設置する公園の町民一人当たり敷地面積の標準は10平方メートル川に対してまだ面積が不足していることから、事業継続が必要である。
			都市公園管理事業			まちづくり振興課	町民が快適に利用できるよう黄金森公園、本部公園、宮城公園、神里ふれあい公園、花水緑の大回廊公園の維持管理を行います。	都市公園	◎	都市公園・農村公園維持管理を適正に行うことにより、利用者に安全な憩いの場を提供する事が出来た。	A	近年、町民のみならず町外や県外からも公園利用者が増えている。利用者の安全を確保する為にも、維持管理の必要性が高い。	B	公園利用者が増加していくなかで、今後は町民だけではなく地域との連携を図り公園施設の維持管理を強化していく必要がある。
			黄金森公園整備事業			都市整備課 まちづくり振興課	黄金森公園は住民の憩いの場、コミュニティ形成の場、また、スポーツや文化活動の拠点となる公園で、国の補助を受け整備を行う。	町民など	◎	公園緑地内の園路、多目的広場周辺の園路及び照明の整備を行い、20.866m2を新たに供用開始した。	A	健康的な生活に必要な活動を楽しめる空間として、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	黄金森公園は初期の供用開始から20年が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るために定期的な点検を行う必要がある。
			津嘉山公園整備事業			都市整備課	本公園は、津嘉山のシンボルである高津嘉山に区画整理事業の一環として計画され、高津嘉山の自然とのふれあいの場を創出しながら、地域に居住する者の休憩、パークゴルフ場や多目的広場を利用できるような公園で、国の補助を受け整備を行う。	町民など	○	貯水槽、園路、駐車場の整備を行った。	A	健康的な生活に必要な活動を楽しめる空間として、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	部分的な供用開始も考慮した、事業の工程を計画し実施する必要がある。
			② 町民との協働による公園・広場の整備及び維持管理			教育総務課 まちづくり振興課	・黄金森公園陸上競技場に事務管理嘱託員を配置し、陸上競技場、野球場及びトレーニング室の受付や施設の維持管理等を行い、町民や利用者の方々へのサービス向上に努めています。	町民	◎	黄金森公園スポーツ施設において会計年度任用職員を配置し、受付業務や維持管理業務を行うことで、利用しやすい環境を整えている。	A	利用希望者への対応や、異常箇所への迅速な対応など、町民の利用に支障をきたさないよう取り組んでいるため。	C	利用者が良い環境で利用できるよう、引き続き施設の維持管理を行いサービスの向上に取り組んでいく。
		3) 水辺空間の保全・活用及び水と緑のネットワーク	① 南風原ダム等のため池や河川等の水辺空間の保全・活用方法の検討	水と緑のネットワークの推進	◎	まちづくり振興課	・小規模公園・広場の整備の検討 ・新たな公園・広場の整備や維持管理は、町民との協働による取り組みの推進 ・ため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方についての検討 ・河川環境改善、水質浄化の取り組み ・水辺空間の保全・活用(自然観察や虫、どんぼ等の生育環境の回復への取り組み) ・親水護岸や広場、河川沿いの緑地の整備、ストックの利活用について評価・分析(街路樹が整備された幹線道路ややすりロード等) ・評価・分析を基に、点や線として整備されてきた基盤のネットワーク化、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくり、利活用に向けて町民との情報共有 ・緑化推進のための助成制度の発展的な利活用	0	0	0	0	0		0
			② 河川環境改善	河川整備事業			まちづくり振興課	町内の安里又川、手登根川、宮平川、長堂川の維持管理を行う費用です。河川には、大雨や台風等により土砂が流れ込んで堆積した場合や破損した箇所などを維持補修する。	町内河川	○	安里又川、手登根川、宮平川、長堂川の各河川を4年に一度のスパンで草木の除去を行い、安全性の向上を図られた。	A	昨今、想定以上の集中豪雨や大型台風による河川の氾濫が度々おき、河川付近の住民に被害がおきている現状があり、河川の維持管理は必要性が	B

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
まちづくり目標5:みどりとまちが調和した安全・安心のまち(都市基盤・安全・安心)	2. 快適で文化的に暮らせるまちづくり		③水辺空間における虫・とんぼ等の生育環境の保全・活用	水と緑のネットワークの推進	◎	まちづくり振興課	・小規模公園・広場の整備の検討・新たな公園・広場の整備や維持管理は、町民との協働による取り組みの推進 ・ため池や河川等の水辺空間の保全・活用のあり方についての検討 ・河川環境改善、水質浄化の取り組み ・水辺空間の保全・活用(自然観察や虫・とんぼ等の生育環境の回復への取り組み) ・親水護岸や広場、河川沿いの緑地の整備、ストックの利活用について評価・分析(街路樹が整備された幹線道路やかすりロード等) ・評価・分析を基に、点と線として整備されてきた基盤のネットワーク化、景観づくりや健康づくりなど多様な波及効果のある施策づくり、利活用に向けて町民との情報共有 ・緑化推進のための助成制度の発展的な利活用	0	0	0	0	0	0	0		
			④親水護岸や広場、河川沿いの緑道の整備及びかすりロード等のストック利活用の評価・分析				0	0	0	0	0	0	0	0		
⑤水辺空間基盤のネットワーク化と波及効果のある施策づくり	0	0	0				0	0	0	0	0	0				
4)個性ある美しい住環境の保全・創出			①景観計画の策定	景観計画の策定	◎	まちづくり振興課	・景観計画の策定 ・生活道路について、狭隘道路のアクセス性向上等のハード面に対応する面、ブロック塀の生垣化などソフト面も含めたきめの細かい対応のあり方の検討 ・緑陰のあるまちづくり(高木の植栽)	町民、事業者	◎	H30年度には、南風原町景観計画を策定し、令和元年度には景観条例を制定する事が出来た。	A	都市化が進む中で、開発行為、建築行為が年々増加傾向にある。周辺環境との調和や、良好な景観の創出は必要であり、住民アンケート調査、地域ワークショップでも同様な意見が課題であったため、ニーズは高いと想定する。	C	引き続き町民、事業者へ景観計画の周知を図る必要がある。		
			②道路管理協定等町民及び各種団体との協働によるまちづくりの充実	労働者・退職者等支援事業		まちづくり振興課	・学校などの施設・修繕、黄金森総合運動公園の芝管理、公園及び町管理施設、道路・排水等の清掃業務及び管理等を行います。	町道	○	・公園及び道路の清掃作業が恒常的に行われ、景観を維持できた。 ・学校施設の修繕等が早期に行われ、生徒の安心安全が確保できた。	A	・南風原町の人口増や、町が管理する施設や公園等が増え維持管理への要望が多様化しており、必要性が今まで以上に高い。	B	景観形成を継続していくには、町道や公園等の樹木の剪定や、清掃の美化整備を強化する必要がある。		
			③緑化推進のための助成制度の利活用	水と緑のネットワークの推進	◎	まちづくり振興課	・緑化推進のための助成制度の発展的な利活用	緑化推進を行う団体等	○	・町が管理する道路及び公園等を6団体によるボランティアが、月1～2回の頻度で清掃や花植えを行い景観が良くなり、住みよい街づくりができた。	A	・町の職員だけでは、町内全体の道路及び公園等の維持管理は厳しい。ボランティア団体によって快適な街づくりが保たれたいるので今後も必要性が高い。	B	近年、町内の交通量の増加や公園の利用率が多くなり、住みよい街作りの為にボランティア団体等の人材の確保が課題となる。	B	現在、6団体(約120名)のボランティアが加盟されているが、町内全体が安心安全な街づくりの為に、今後も他の自治体にも呼びかけ強化する必要がある。
			④生活道路等狭隘道路のアクセス性向上	生活道路の改良		まちづくり振興課	・狭隘道路のアクセス性向上等のハード面の検討 ・ブロック塀の生垣化などソフト面の検討	狭隘道路等	○	・都市計画マスタープランで、狭隘道路については安全な道路環境に寄与する整備を推進する方針を掲げた。	A	・都市計画マスタープランのアンケート調査、ワークショップ等で各地域から同様な課題が挙げられており、町民のニーズの高さが伺える。	C	優先順位を定め、継続的な取り組みが必要。	C	令和3年度:交通基本計画策定、令和4年度:交通戦略を策定し個別計画で具体的な施策を展開していく事が必要。
			⑤道路等公共事業における高木植栽等緑陰のあるまちづくり	水と緑のネットワークの推進	◎	まちづくり振興課	・緑化推進のための助成制度の発展的な利活用	緑化推進を行う団体等	○	・町が管理する道路及び公園等を6団体によるボランティアが、月1～2回の頻度で清掃や花植えを行い景観が良くなり、住みよい街づくりができた。	A	・町の職員だけでは、町内全体の道路及び公園等の維持管理は厳しい。ボランティア団体によって快適な街づくりが保たれたいるので今後も必要性が高い。	B	近年、町内の交通量の増加や公園の利用率が多くなり、住みよい街作りの為にボランティア団体等の人材の確保が課題となる。	B	現在、6団体(約120名)のボランティアが加盟されているが、町内全体が安心安全な街づくりの為に、今後も他の自治体にも呼びかけ強化する必要がある。
			⑥土地区画整理事業による良好な市街地環境の形成	土地区画整理事業		区画下水道課	・津嘉山北地区において、都市基盤の整備を先行的に行い住宅地と地域商業拠点としての機能を合わせ持つ、良好な市街地整備します。	那覇市に隣接する津嘉山北地区(面積71.4ha)の住民及び地権者並びに建物等所有土地利用の転換	○	・目標にはわずかに及ばないがほぼ成果を上げている。	B	重要交差点部分の地権者同意を得る事が出来ず、換地先を得られない地権者が多々いる。	B	現配置職員数では対応が難しい状況になっており、専任職員の配置が必要になっている。	B	換地先を得られない地権者のために交渉人を配置し、交渉記録簿を作成、強制執行に向けた体制を整備すべき。
			①喜屋武・本部・照屋などの既存集落地域の市街化区域への編入検討	市街化区域編入の検討	◎	まちづくり振興課	・既存集落地域の市街化区域への編入に向けての取り組みの推進(喜屋武・本部・照屋など) ・地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくり ・広域交通の都市基盤を活かした土地利用のあり方の関係者と連携し取り組みの促進 ・南風原町都市計画の推進を図る	◎	平成28年度に喜屋武・本部・照屋、宮平地区(全体46.5ha)を市街化区域へ編入する事が出来た。また、南風原南インターチェンジ周辺地区については、可能性調査業務等を進める事ができ、地域及び関係地権者との合意形成を図っている。	A	・市街化区域編入後、用途地域に応じた土地利用が進んでいる事から町民ニーズが高かったものと想定する。	C	・喜屋武・本部・照屋地区については、市街化区域編入後、土地利用が図られている。南風原南インターチェンジ周辺照屋地区では、区画整理事業の組合施行に向けて取り組みを予定している。			

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)					
3. 利便性のよい魅力あるまちづくり	5) 都市と農村の調和		②地区毎のオリジナリティのあるまちづくり	都市計画マスタープランの見直し	◎	まちづくり振興課	都市計画マスタープランの見直し ・民有地の丘陵緑地の災害・景観等の面から保全地区の指定を含め細やかな保全策のあり方の検討 ・協働によるまちづくりに向けた取り組みの充実・強化 ・地域の独自性やオリジナリティのあるまちづくり	行政、町民	◎	今年度、南風原町都市計画マスタープランを策定する見込みとなっている。	A	現状と課題を整理し、住民アンケート調査、各地域でのワークショップを開催した上で、課題解決に向けた各分野毎を目指すまちづくり、方針を定める事が出来た。	C	都市計画マスタープランの方針をもとに、具体的に取り組んでいく。				
			③那覇空港自動車道南北IC周辺地区など広域交通の都市基盤を活かした土地利用の検討															
	6) 下水道整備の促進			①公共下水道(汚水)の整備	公共下水道事業	◎	区画下水道課	・公共下水道(汚水)の整備(土地区画整理事業や道路整備事業等の基盤整備と連携)、人口集中区域の整備の推進 ・公共下水道(雨水)の整備(土地区画整理事業と連携、浸水区域の重点的な整備の推進) ・下水道(汚水)が整備された区域の各事業所・家庭からの汚水処理について、下水道への接続促進への取り組み ・合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理の取り組みの推進	町民	○	浸水対策事業において、照屋地区の整備がR2d未現在6割整備済み。下水道事業に関しては計画とおり整備出来ている。	B	照屋地区での冠水・浸水被害の低減は図られているが、他地区での冠水・浸水が見受けられるので事業採択に向け今後注視する必要がある。	B	浸水対策事業において今後は近隣市町との連携強化、情報共有が課題。			
				②公共下水道(雨水)の整備														
				③関係自治体との連携による中長期の総合的な排水計画の検討														
				④下水道への接続促進														
				⑤合併浄化槽の設置、浄化槽の適切な維持管理														
	1) 広域交通幹線軸と連携した町内道路ネットワークの整備			①広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活利便性の向上 ②交通事故の多発する危険箇所の把握及び関係機関と連携した危険箇所の除去 ③自転車道等の整備 ④道路整備による利便性向上効果の調査・研究	町道改良事業	◎	都市整備課	・広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上。 ・交通事故の多発する危険箇所の情報把握、危険除去に向けた取り組み(関係機関と連携)。 ・スポーツレクリエーションの面からの道路整備のあり方についての検討。 ・道路整備による利便性の向上を周辺まちづくりに波及させるための調査・研究。	町民など	△	・道路改良事業においては、道路整備に伴う用地取得が必須である為、物件、用地地権者に事業内容を十分に説明を行い、理解を得られるよう交渉を行った。 ・道路改良工事は、現場事故による工事業者及び第三者に被害等がないよう工事者と密に計画調整を行い施工を進めた。	A	町道は町民の生活に欠かすことの出来ない大切な施設であることから、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	物件、用地買収が契約出来るように計画的な取り組みが必要である。			
					道路維持事業		まちづくり振興課	町民及び地域住民が毎日使う道路は新しい道路もあれば古い道路もあります。古くなった道路は傷みが激しく穴がいたり、ヒビが入ったりしてしまいます。傷んだ道路は危険で、交通事故などの原因にもなりますので、破損した箇所の維持補修を行うと共に、歩道や道路数などの除草を行い、歩行者の安全を図ります。	町道等	○	町内/パトロールや町民からの通報等で車道やガードレール、カーブミラー等の修繕を行った。	A	・老朽化による傷みや劣化が著しい、町道は日常生活に密接な道路のため、交通安全の観点から道路維持は必要性が高い。	B	町民の生活道である町道を、安心安全に通行できるようなパトロールを強化し、事故を未然に防ぐよう道路維持に取り組んでいく。			
					町道10号線道路改良事業		都市整備課	道路の起点から中間地点までが地すべり危険区域に位置し、地形的に急勾配になっているため地すべりが生じ路面中央付近まで沈下が発生して危険な状態にあります。そこで、国の補助を受け事業を行う。	町民など	○	用地8件、補償8件を行った。	A	現況の狭隘な道路から、道路幅員を拡幅することによる歩道及び車道の整備を計画していることから、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	道路整備を計画通りに執行するための予算要望を行う。又、工事の実施を滞らせないために、地権者と早めに交渉し用地購入や補償を行う。			
					津嘉山中央線街路事業(2工区)		都市整備課	本路線は先に整備計画を行っている津嘉山中央線の南側への延伸の道路計画である。区画整理事業内の道路整備が進んでいるため本計画道路と東道仲井間津嘉山線への通過道路として整備が必要である。そこで、国の補助を受け事業を行う。	町民など	○	用地2件、補償1件を行った。	A	現況の狭隘な道路を整備することにより、地域間の交通の円滑化に寄与することから、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	計画的な整備を行う為に、用地購入、補償及び工事で優先順位を定め事業を行う必要がある。			
					道路メンテナンス事業		まちづくり振興課	・重要な道路ネットワーク上の道路橋について、近い将来更新時期を迎えようとしています。 ・橋梁長寿命化計画を策定することで、より計画的、効率的に橋梁の管理を行い、維持・修繕・架替えに係る費用を縮減し、予算を平準化して合理的な維持管理を図ります。	町道等	◎	平成26年7月1日にトンネル、橋梁等の5年に1回の点検を規定する道路法が一部改正され、南風原町は平成28年度、29年度に1巡目の点検、令和3年度より2巡目の点検を実施しており橋梁の安全性を確保している。	A	安全で円滑な交通を確保するために、定期点検で異常や損傷の早期発見が必要である。	B	修繕等の対策から予防的な対策へ転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕に係る費用の縮減を図る必要がある。			
2) 公共交通の利便性の向上							①高齢社会等多様な視点による公共交通の検討	公共交通の整備検討	◎	まちづくり振興課 総務課	・広域幹線道路と生活幹線道路との効果的な結節による生活の利便性の向上 ・多様な視点から公共交通のあり方についての検討(高齢社会への対応や効果的なまちづくり等) ・町内の路線バスの最善の運行形態のあり方についての検討(当該事業者との連携) ・LRT等の広域的な連携を必要とする公共交通のあり方についての検討(県や近隣市町との連携)	町民	◎	都市計画マスタープランで、交通体系の方針を掲げる事が出来た。また、令和3年度は「南風原町交通基本計画」を策定にむけ取り組んでいる。	A	アンケート、ワークショップ等で同様な課題が挙げられており、誰もが快適に移動できる体系的なネットワークの構築に対し町民のニーズの高さが伺える。	C	交通基本計画、交通戦略を策定後、具体的な施策へ展開する必要がある。
②路線バス当該事業者と連携した最善運行形態の検討																		
③LRT等の広域的な公共交通の検討																		

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
		3) 公共施設等のユニバーサルデザインの推進	①歩道等公的空間及び公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ②歩行者優先の道路における景観づくりや防犯面を加味した整備の検討	町道改良事業	◎	都市整備課	・公共空間や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ・通学路等の歩行者優先の道路整備の多様な視点での検討(沿道沿いの景観づくり、防犯面等)	町民など	△	街路事業では視覚障害者誘導ブロックの設置を行い、道路事業では路側帯にカラー舗装を行った。	A	事業を推進することで、だれもが快適で安全に利用出来る公共施設となることから、今後も町民ニーズは高いと想定する。	C	道路計画時には歩行者空間をはじめとする公共空間におけるバリアフリーやユニバーサルデザインによる快適で安全性が確保された空間づくりを行う必要がある。	
まちづくり目標6:環境と共生する美しく住みよいまち(環境)	1. 環境への取り組み	1) ごみの減量化に向けた取り組みの推進	①5R活動の推進	ごみ減量化推進事業	◎	住民環境課	・ごみの減量化・リサイクル・分別撤廃などの啓発活動の推進(5R活動) ・事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導 ・町民全体に対して環境学習の推進 ・公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みの推進 ・町内から排出される可燃・不燃・粗大ごみの等の収集破砕・焼却処分 ・町指定ごみ袋の売上げの一部を基金に積み立て、指定ごみ袋還元事業として活用	町民	△	・町内から排出されるごみ量は人口増の影響もあり年々増加傾向が続いておりその処理に伴う費用も同じく増加している。一人当たりごみ排出量はほぼ横ばいとなっていたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で家庭ごみが増加している。 ・はえばるエコセンターによる講座等により町民へ広く環境への情報発信に取り組んだ。	A	廃棄物処理は市町村の責務であり人々の生活の基盤となるため町民ニーズは高い。	C	最終処分場の延命化、環境負荷を少なくするためにもごみの減量化、資源化は継続する必要がある。	
			リサイクル基金積立金	住民環境課	指定ごみ袋の売上げの一部を基金に積み立てる。	◎	指定ごみ袋の売上げの一部	◎	毎年度指定ごみ袋の売上げの一部を積み立てる事ができた。	A	町民対象の環境学習等に基金が活用されている。	C	基金の目的を達成するために継続して事業に取り組む必要がある。		
			一般廃棄物処理施設基金積立金事業	住民環境課	・町指定ごみ袋の売上げの一部を基金として積み立てる。	◎	廃棄物処理	◎	ごみ処理を担う那覇市・南風原町環境施設組合負担金に基金を充当することで、ごみ処理に係る経費の負担軽減になっている。	A	ごみ処理は必要不可欠な事業で町民ニーズに対応している。	C	ごみの量が年々増加傾向にあるため、負担軽減を図るため基金に積み立てる必要がある。		
			②事業所ごみの分別及び減量化、資源化	ごみ減量化推進事業	◎	住民環境課	町民	△	・ごみの減量化・リサイクル・分別撤廃などの啓発活動の推進(5R活動) ・事業所へのごみの分別及び減量化、資源化に関する指導 ・町民全体に対して環境学習の推進 ・公共施設におけるごみの減量化、資源化への取り組みの推進 ・町内から排出される可燃・不燃・粗大ごみの等の収集破砕・焼却処分 ・町指定ごみ袋の売上げの一部を基金に積み立て、指定ごみ袋還元事業として活用	△	・町内から排出されるごみ量は人口増の影響もあり年々増加傾向が続いておりその処理に伴う費用も同じく増加している。一人当たりごみ排出量はほぼ横ばいとなっていたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で家庭ごみが増加している。 ・はえばるエコセンターによる講座等により町民へ広く環境への情報発信に取り組んだ。	A	廃棄物処理は市町村の責務であり人々の生活の基盤となるため町民ニーズは高い。	C	最終処分場の延命化、環境負荷を少なくするためにもごみの減量化、資源化は継続する必要がある。
		③小中学校の児童生徒をはじめとする環境学習の推進													
		④公共施設におけるごみの減量化、資源化													
		2) 行政・町民等との連携による循環型社会の構築	①「はえばるリサイクルループ」の推進	住み良い住環境をめざした循環型社会促進事業	◎	住民環境課	・循環型社会のモデル事業「はえばるリサイクルループ」について、町民・事業者・行政の協働により推進する。	町内から排出される食品残渣	△	家庭及び事業所から回収した生ごみを飼料化し、育てた豚を出荷する循環型社会を形成した。また、飼料化できない生ごみは堆肥化し有効活用した。	B	家庭から生ごみを回収する場合は通常のごみと排出方法が違うため、新規協力世帯が増えない状況のため、回収量は横ばいで推移しており、町民ニーズが高いとは言えない。	F	豚熱の影響等もあり、受託事業者より事業継続が困難であると申し出があり令和4年度以降廃止する。	
		3) 公害及び環境衛生等の対策	①悪臭、騒音などの公害対策	環境保全啓発事業	◎	住民環境課	町民	◎	・悪臭、騒音などの公害対策(改善に向けた指導)・野犬・ハブ・害虫等の対策(適宜捕獲、駆除等の対応) ・不法投棄の防止(関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動の強化) ・多様な手法による啓発活動の推進(環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催等) ・省エネルギー対策活動(フィティ・フィティ等)の推進(各町立学校との連携) ・家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みについての情報提供	◎	悪臭や騒音に関する事や野犬・ハブの捕獲依頼に随時対応しており、また地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガス排出削減に努めている。	A	公害や野犬・ハブ相談については生活環境を守る上で重要なため、町民ニーズは高い。	0	今後生活環境を守るため継続して取り組む。
			②野犬、ハブ、害虫対策												
			③不法投棄の防止												
4) 環境保全の啓発と活動	①環境学習等による啓発活動の推進	指定ごみ袋還元基金事業	◎	住民環境課	基金を活用し①生ゴミ処理機購入補助、②エコセンター運営、③資源ごみ集団回収報奨金、④資源ごみ分別業務を実施する。	町民	◎	基金よりエコセンター運営費、リサイクルに関する講座の実施や、生ごみ処理機購入に対する補助、資源ごみ集団回収団体への補助金を交付した。また、エコセンターによる講座や、環境学習を実施した。	B	エコセンターで実施する講座は一般の方々や各学校でも行われ、環境保全・ごみの資源化、減量化に対する学習の機会を担っているが、集団回収での資源ごみ回収量が年々低下していることや、町民全体ではなく一部の団体や生ごみ処理機購入者に対しての支援になっている事業もある。	C	今後も環境保全やごみの資源化・減量化への発信に取り組んでいく。			

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)			
		防災活動の推進	②省エネルギー活動(フィフティ・フィフティ等)の推進	環境保全啓発事業	◎	学校教育課	・悪臭、騒音などの公害対策(改善に向けた指導)・野犬・ハブ・害虫等の対策(適宜捕獲、駆除等の対応) ・不法投棄の防止(関係機関と連携した広報活動、巡回パトロールなど防止活動の強化) ・多様な手法による啓発活動の推進(環境保全に関する環境学習の開催や情報提供、イベント開催等) ・省エネルギー対策活動(フィフティ・フィフティ等)の推進(各町立学校との連携) ・家庭や事業所で実践できる環境保全の取り組みについての情報提供	町民	◎	・悪臭や騒音に関する事や野犬・ハブの捕獲依頼に随時対応しており、また地球温暖化防止実行計画を策定し、温室効果ガス排出削減に努めている。 ・各町立学校へ地球温暖化防止の取り組みを通知し、省エネルギー対策活動を推進している。	A	公害や野犬・ハブ相談については生活環境を守る上で重要なため、町民ニーズは高い。	0	C	今後も生活環境を守るため継続して取り組む。	
			③環境保全の情報提供													
		1)効率的な行政運営の推進	①PDCAサイクルに基づいた事業の実施	各種事業の進捗管理		企画財政課	総合計画で位置づけている57の重点事業について、毎年度評価・検証を実施する。	各種事業	◎	総合計画で位置づけている57の重点事業と5年後の目標値について内部で評価・検証を行い進捗管理を行った。	A	町民のニーズを把握することはできないが、総合計画に掲げた目標を達成するために、各事業の進捗管理は行う必要がある。	内部の進捗管理は毎年度実施しているが町民へ公表できていない。毎年度内部評価後にHP等で公表するか検討が必要がある。	C	総合計画に掲げた目標を達成するためには、各施策の取組を推進する必要がある。取組の進捗状況を確認するために、各事業の評価・検証を行う必要がある。	
			②民間活用推進による効率的な行政運営	民間活用推進事業		企画財政課	町民サービスの向上、費用対効果等の検証に基づき実施可能な業務について民間委託を導入する。	行政サービス等	△	住民環境課の窓口業務について民間委託が導入できないか検証を行ったが導入に至らなかった。	B	町民サービスの向上が図られる業務については推進する必要があるが、費用対効果も面も含め総合的に判断する必要があるため。	費用対効果の面や委託できる業務内容の制限等により民間委託に至っていない業務がある。今後も随時調査・研究を行う必要がある。	C	行政運営の効率性、町民サービスの向上を図る観点から継続して検証が必要である。	
			③組織改編及び行政機構の見直し	迅速・的確に対応できる組織の構築		企画財政課	事務の効率化や質の高い行政サービスを提供するため、組織のスリム化や事務分掌の見直しなど組織体制の見直しを行う。	町の組織体制	○	令和2年度より事務の効率化を図るため、保健福祉課の保健センターの業務を国保年金課の業務と統合した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るためプロジェクトチームを設置しワクチン接種の推進に努めている。令和元年に厳しい財政状況を前提とした組織体制の見直しと組織のスリム化や事務分掌の見直しを検討した。	A	高度化・多様化する行政課題に対し迅速に対応するため、組織の見直しは、かなりの時間を必要とする。現在実施している業務についても見直しを行う必要がある。	新たな業務が増える中、財政状況等により職員を増やせない状況での組織体制の見直しは、かなりの時間を必要とする。現在実施している業務についても見直しを行う必要がある。	C	町の重要施策や町民ニーズが高い分野など必要な部署に人員配置を強化するなど、随時見直しを行う必要がある。	
			④ICTの活用による住民票や戸籍等の手続きの簡素化	住基・印鑑登録事務事業	住基・印鑑登録事務事業		住民環境課	・マイナンバー制度の開始により、住民基本台帳カードからの切り替えや顔写真付きの身分証明書としての機能等の周知をはじめ、個人番号カードの保有と普及推進を図る。	町民(住民基本台帳に登録している住民)	△	商業施設等での出張申請を行い住民への交付が増えた。今後も商業施設や自治会等での出張申請を検討している。	B	社会保障給付の申請手続き等で、課税証明書、住民票の写し等の添付書類が不要となり、書類取得の手間が省ける。	個人番号カードの利便性を今後は全庁的な取組の中で検討して行く必要がある。	C	個人番号カードの周知を広報等で行う
				戸籍事務事業	戸籍事務事業		住民環境課	・戸籍は出生から死亡までの身分関係(出生、婚姻、死亡、相続など)について登録するものです。戸籍法に基づき届出がなされ、戸籍記載後は本籍地の市区町村にデータ保管され届書原本は管轄法務局へ送付します。その記載された保管データの戸籍情報を基に戸籍謄抄本等証明発行が行われ住民サービスの向上を図っています。	・戸籍情報システム改修 ・戸籍附票システム改修	◎	戸籍システム電算化により効率的で良好なサービスの提供ができている。令和2年度はマイナンバー制度に基づく情報連携等のシステム改修を行った。	A	戸籍システム電算化により効率的で良好なサービスの提供ができている。	0	C	情報提供用の個人識別番号の取得の改修を行う。令和6年度実施予定のためのテストに向けてシステムの改修を行う。
			①総合計画実施計画に基づいた予算執行	実施計画策定事業		企画財政課	総合計画の目標を達成するための施策について事業計画を立てる。	総合計画	◎	第五次総合計画の各施策を実施するための事業計画を策定し毎年見直しを行った。	A	実施計画をHPで公表することで後年度に実施される事業について住民に共有することができている。	町の財政状況等により実施できない事業や国の施策や緊急性等により実施計画に掲載されていない事業も実施する場合もあるが、社会情勢を踏まえ柔軟に対応する。	C	総合計画の目標達成に向け本町の財政状況も踏まえた事業展開をしていくために継続して策定する必要がある。	
			②公共施設の長寿命化及び維持管理に関する財政問題の調査・研究	庁舎維持管理事業		総務課	・役場庁舎の各種設備を維持・修繕・改修していくことで、職場環境の改善、ランニングコストの削減を行います。 【修繕】機器類、配管等が平均寿命を過ぎ、故障している部分の修繕。 【手数料】処理が必要な廃棄物等の処理費用。 【使用料】庁舎機器監視装置に必要な経費。 【委託料・原材料費】庁舎内設備の保守管理費用及び修繕に係る原材料費。	庁舎	◎	本庁舎は完成後20年以上が経過し故障箇所が目立つようになっているが故障発生時には速やかに修繕を行った。	A	町民サービスを提供する場所であるため必要性が高い。	速やかに修繕出来る様に対応していく。	B	今後も故障発生時に速やかに修繕出来る様に対応していく。	

基本目標	基本施策	施策の展開	取組施策	事業	重点事業	所管課・係	事業内容(手段)	事業の対象	達成度	進捗及び成果	必要性(A:高い B:検討の余地あり C:低い)	事業の課題と解決方法	今後の方向性(A:完了 B:強化 C:現状通り継続 D:縮小 E:休止 F:廃止)		
行財政計画	1. 効率的で健全な行財政運営	2) 健全な財政運営の推進	③ 自主財源の確保及び事務経費の削減、事務事業の効率化	ふるさと納税推進事業		企画財政課	ふるさと納税額を増やすために、返礼品提供事業者の開拓や新規返礼品の追加、ポータルサイトをとおして南風原町のPRを実施する。	町内事業者等	○	H29～R2までで合計469,176千円の寄附受け入れを行い、うち約3割(140,752千円)を返礼品代金として町内事業者に支払い地域活性化に繋がった。	A	140,752千円の返礼品代金が町内事業者に支払われ、地域活性化に繋がっている。また、受け入れた寄附金はふるさと応援基金に積み立て、町が実施する各事業に充当しており、効率的で健全な行財政運営につながっている。	現在、寄附が多く集まっている返礼品は、マンゴー、オリオンビールとなっており、多くの県内市町村でも返礼品で採用されているため価格競争が激しい。寄附受入額も頭打ちになってきている。そのため、新たに主力となる町独自の返礼品の開発が必要である。	B	財源の確保や地域活性化に繋がっていることから、今後も返礼品の品目、品数を拡充し、寄附受入額の更なる増加を図る必要がある。
				町県民税に係る経費		税務課	・町の主要財源となる税収の安定確保のため、課税客体の把握に努め適正公正な課税を図ります。また、納税者等に対し課税のしくみや制度についてわかりやすい説明ができるよう取り組みます。	町民税納税義務者	◎	住民税に係る課税を適正に行うことができた。個人住民税は、納税義務者数及び課税額も増加傾向にある。法人住民税は、納税義務者数は増加しているが、課税額は、法人税率改正の影響もありR2は減少している。	A	住民税(個人・法人)は町の重要な税収源であると同時に税の公平性を担保しなければならないため、適正課税と納税者への説明責任を果たす必要がある。	法改正や通達に関する情報収集や内容理解に努めて課税業務を継続して行う。	C	適正課税を継続するため逐次施行される法改正や通達には適時対応させなければならない。
				固定資産税に係る経費		税務課	・固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その固定資産の正確な把握、適正な評価(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、適正な課税を行い、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する為の業務を行います。	固定資産税納税義務者	◎	固定資産(土地・建物・償却資産)に係る課税を適正に行うことができた。	A	固定資産税は町の重要な税収源であると同時に税の公平性を担保しなければならないため、適正課税と納税者への説明責任を果たす必要がある。	法改正や通達に関する情報収集や内容理解に努めて課税業務を継続して行う。	C	適正課税を継続するため逐次施行される法改正や通達には適時対応させなければならない。
				賦課徴収事業		税務課	・町税(町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の納税相談や滞納整理事務を行います。	町税納税義務者	◎	令和2年度の徴収率も向上し、収入未済額も圧縮され自主財源確保に貢献した。	A	町税納税義務者に対し、税の公平の確保、納税秩序の確立及び自主納税の推進を図る必要がある。	滞納繰越分滞納整理については、滞納から2年以内に滞納処分、又は滞納処分の執行停止などの措置を講ずることで収入未済の圧縮に努める。	C	現年度課税分滞納への滞納整理早期着手を徹底し、町税収の安定確保に向けて継続していく必要がある。
				保険税収率向上特別対策事業		国保年金課	・国民健康保険税の収率向上のため納付指導員を配置しています。納付指導員により保険滞納世帯への電話催告、納付相談、口座振替の勧奨を行います。	国民健康保険被保険者	○	納付指導員の配置と夜間窓口の開設等により収率が向上している。特に平成30年度からは滞納繰越分を力を入れており、大幅に上昇している。	A	納付指導員の配置により夜間窓口の開設など納税相談を行う環境を整えている。また、国保加入や社保離脱などの手続きも即時計算を行い納付の案内を行うことで円滑な窓口業務を行うことができ、高い収率を維持している。	コロナ禍における非対面での窓口や非接触による納税など、あらゆる方面から納税方法などの見直しを検討し、納税しやすい環境を整え、収率向上に努めていきます。	C	現状通り継続することで国民健康保険税の納付がしやすい環境や体制を維持していきます。
	3) 広域行政の推進	① ごみ処理や消防など多様な広域行政の推進	企画事務事業	企画事務事業		企画財政課	市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進・展開を図るため広域で事業を実施し一部事務組合への負担金を支出します。	町民及び関係団体・機関等	◎	広域行政については、火葬場など複数の市町村で実施した方が財政負担が軽減される事業や単独の市町村では解決が困難な事業について、共同で事業を実施しています。	A	火葬場やごみ処理施設の運営など生活に不可欠な事業を実施しており町民ニーズは高い。	南部広域市町村圏事務組合と南部広域行政組合は同一の目的を持つ組織であり、組織体制の強化、組織運営の合理化・効率化のため組織統合を検討する必要があります。	B	町民ニーズの高い事業を実施しているため、今後も強化していく必要がある。
				消防力の整備強化		総務課	・南風原町、与那原町、西原町の3町で構成する東部消防組合へお金を出し合い運営、町民の生命、財産を災害(火災や交通事故)から守る活動をしています。	東部消防組合	◎	東部消防組合に負担金を支出し、消防力の整備・強化を行った。	A	東部消防組合は火災などの消防活動等、町民の生命・財産を守る活動を行っており、その負担金支出に関しては今後もニーズが高いと想定する。	今後の負担金支出にも引き続き、3町構成団体及び東部消防組合で協議を進めていく必要がある。	C	本町を含む3町構成団体にて、今後も引き続き負担金を支出していく。
				企画事務事業		企画財政課	市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進・展開を図るため広域で事業を実施し一部事務組合への負担金を支出します。	町民及び関係団体・機関等	◎	広域行政については、火葬場など複数の市町村で実施した方が財政負担が軽減される事業や単独の市町村では解決が困難な事業について、共同で事業を実施しています。	A	火葬場やごみ処理施設の運営など生活に不可欠な事業を実施しており町民ニーズは高い。	南部広域市町村圏事務組合と南部広域行政組合は同一の目的を持つ組織であり、組織体制の強化、組織運営の合理化・効率化のため組織統合を検討する必要があります。	B	町民ニーズの高い事業を実施しているため、今後も強化していく必要がある。
	4) 職員の人材育成	① 「南風原町職員人材育成基本方針」に基づいた人材育成	職員の能力と資質の向上		総務課	「南風原町職員人材育成基本方針」に基づいた人材育成を推進するとともに、様々な地域課題について政策づくりを担う人材育成に努めます。	町職員	○	市町村職員センターへの職員派遣、市町村アカデミー、国際文化研修所、自主研修等へ職員の随時派遣を実施し職員の資質向上に努めた。	A	職員の資質向上の結果、町民ニーズに対応できていると考えられる。	限られた人員と予算の中で効果的な研修をしていく必要がある。	C	時代に応じて変化する町民ニーズや行政課題に対応するため職員の能力と資質の向上は常に図る必要がある。	